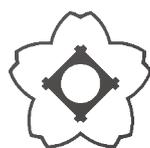


春日井市ごみ処理基本計画

平成 31 年 3 月



春日井市
Kasugai City

目次



第1章	計画改定の目的	
1.	計画の背景	1
2.	計画の性格	2
第2章	春日井市の沿革	
1.	春日井市の概要	4
2.	清掃事業の沿革	5
第3章	ごみ処理の現状と課題	
1.	ごみ処理の方法	6
2.	ごみ処理の実績	17
3.	ごみ処理の評価と課題	24
第4章	基本的な考え方	
1.	基本理念・基本方針	33
2.	計画目標	35
3.	目標達成時の排出予測	37
第5章	ごみ排出抑制のための施策	
1.	施策体系	40
2.	具体的な施策	41
3.	計画の推進	51

和暦・西暦早見表

平成 20 年	2008 年	平成 24 年	2012 年	平成 28 年	2016 年
平成 21 年	2009 年	平成 25 年	2013 年	平成 29 年	2017 年
平成 22 年	2010 年	平成 26 年	2014 年	平成 30 年	2018 年
平成 23 年	2011 年	平成 27 年	2015 年	平成 31 年	2019 年

※平成 31 年までは、西暦・和暦を併記し、その後は西暦表示のみとします。

第1章 計画改定の目的



1 計画の背景

世界人口は70億人を突破し、人類の活動に伴う地球環境への負荷が増大したため、生存基盤である地球環境は存続の危機に瀕しています。こうした危機感を背景に、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取り組みが進められています。

さらに、廃棄物に関する目標として「目標12：つくる責任つかう責任」を掲げ、有害廃棄物や汚染物の処理方法の改善や、産業や企業、消費者に廃棄物の発生防止と再利用を促すことなど責任ある生産と消費が求められています。

今日の社会経済の発展と技術革新の進歩により、人々は豊かで便利な暮らしを手に入れることができましたが、一方では、大量の資源やエネルギーを消費し、大量の廃棄物を発生させ、環境に大きな負荷を与えてきました。

我が国では、こうした「大量生産・大量消費・大量廃棄」型から脱却し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指しており、循環型社会形成推進基本法（2000（平成12）年6月制定）に基づき、「持続可能な社会づくりとの総合的取り組み」について将来像を描いた第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成30）年6月）を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に進めています。

春日井市（以下「当市」という。）では、2007（平成19）年度にごみ処理基本計画を策定（2012（平成24）年度改定）し、「もったいない」からはじまる循環型社会を基本理念として、生活環境の保全と一般廃棄物の適正処理を図るため、家庭系ごみ、事業系ごみ、1人1日当たりのごみ排出量^{注1-1}について削減目標を掲げ、資源収集を開始し、ごみ減量化、資源の有効利用の促進に努めてきましたが、2017（平成29）年度末現在、家庭系ごみ排出量は目標を達成しているものの、事業系ごみ排出量は目標値を上回っています。

以上のような背景から、一層の廃棄物の減量・資源化を推進するとともに、効率的なごみ処理による施設の運用や安全で安定的な処理施設を確保し、循環型社会の形成を推進するため、前計画の施策と目標を見直し、「ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を改定します。

注1-1）1人1日当たりごみ排出量とは、市民1人が1日出す資源物を除いた一般廃棄物の量です。

2 計画の性格

(1) 計画の位置付け

本計画は、図1-1のとおり、複雑化・地球規模化する環境問題に対応するために定められた環境基本法、その基本理念に基づき制定された循環型社会形成推進基本法の下位法として位置付けられた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、当該市町村の区域内における一般廃棄物の排出抑制、資源化、適正処理等を行うために定める計画とされています。

また、当市の第六次総合計画や環境基本計画においても、市民・事業者・市の三者が連携と協働を深め、循環型社会の形成を目指しています。

本計画は、一般廃棄物処理の計画事項を進めていく施策方針を示すものであり、概ね10年から15年先を見据え、総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るため、ごみの発生から最終処分までに必要な基本的事項を定めるものです。

なお、本計画に基づき、年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、資源化・再生利用の推進、収集運搬及び処理等について定める一般廃棄物処理実施計画を策定します。

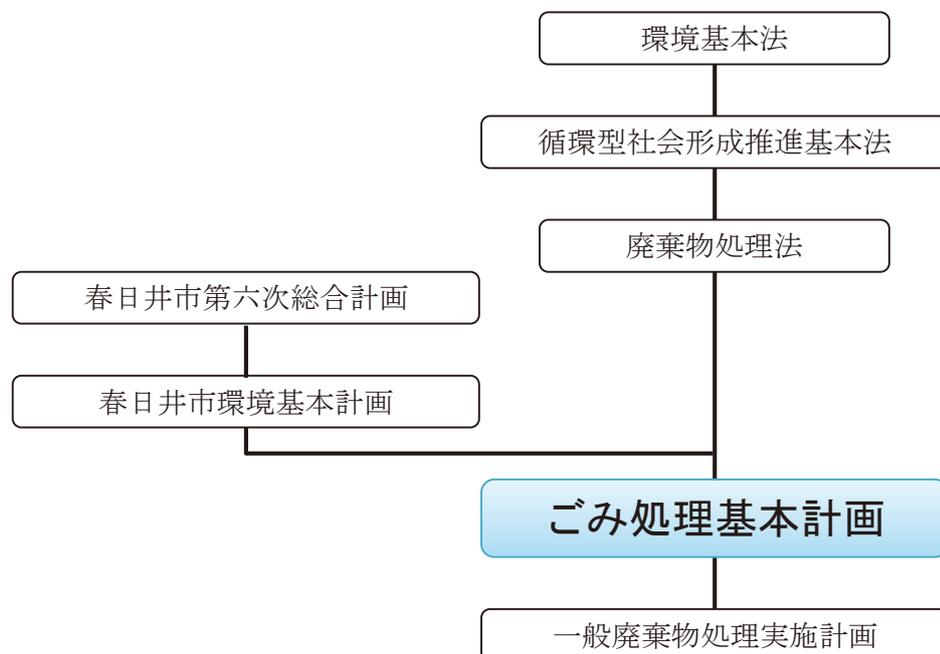


図1-1 計画の位置付け

(2) 計画区域

本計画の計画区域は、当市の行政区域全域とします。

(3) 計画範囲

計画の範囲は、当市全域で発生する一般廃棄物（ごみ）の排出抑制、適正処理を始め、分別・排出から収集・運搬、中間処理、最終処分までを対象とします。

(4) 計画期間

本計画は、図1-2のとおり、2019（平成31）年度を計画初年度とし、2028年度を目標年度とする10年間を計画期間とします。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
和暦	29	30	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内容・計画期間	▲基準年度	計画改定					▲中間目標年度					▲計画目標年度

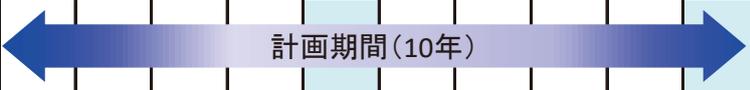


図1-2 計画期間と目標年度

第2章 春日井市の沿革



1 春日井市の概要

当市は、1943（昭和18）年6月に勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の4町村の合併により誕生し、1958（昭和33年）1月には高蔵寺町、坂下町の2町が合併して現在の市域となりました。

市内には、東名高速道路、中央自動車道、名古屋第二環状自動車道の高規格幹線道路のほか、東西に国道19号、南北には国道155号、南部には国道302号が走っています。

また、市内を走るJR中央本線、名鉄小牧線、愛知環状鉄道、TKJ城北線の4鉄道には合計11の駅があり、さらには県営名古屋空港にも隣接しています。

このような交通至便な立地条件のもと、名古屋市に隣接した当市では、土地区画整理事業による都市基盤整備を推進し、現在は人口約31万人を有しています。

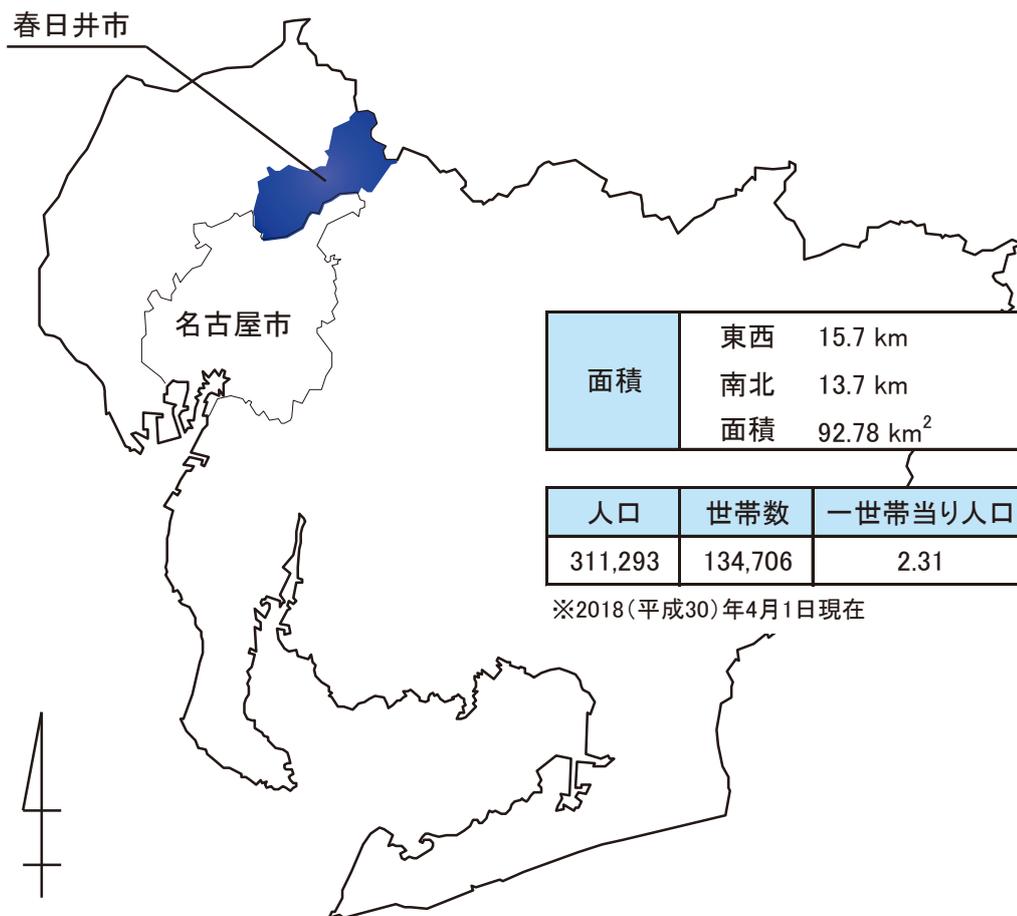


図 2-1 春日井市位置図

2 清掃事業の沿革

当市のごみ減量・資源化の推進に係る施策及び施設整備にかかる主な清掃事業の沿革については、表 2-1 のとおりとなっています。

表 2-1 清掃事業の沿革

ごみ減量・資源化等の施策	開始年月
・資源回収団体奨励金交付制度実施	1981（昭和56）年6月
・粗大ごみ各戸別収集開始	1986（昭和61）年4月
・危険ごみ分別収集業務委託開始	1991（平成3）年4月
・資源分別収集開始（坂下地区）順次地区拡大	1998（平成10）年5月
・粗大ごみ有料化	2001（平成13）年4月
・家電リサイクル法施行	2001（平成13）年4月
・ごみ処理手数料改定（41円/10kg→80円/10kg）	2001（平成13）年6月
・燃やせるごみ祝休日収集開始	2002（平成14）年4月
・燃やせないごみ・危険ごみ祝休日収集開始	2002（平成14）年10月
・資源分別収集市内全域実施	2002（平成14）年10月
・廃食用油拠点収集開始	2003（平成15）年6月
・雑がみ収集開始	2006（平成18）年1月
・燃やせるごみ・燃やせないごみ指定ごみ袋導入	2007（平成19）年2月
・家庭用生ごみ処理機購入補助制度再開	2008（平成20）年7月
・レジ袋有料化	2009（平成21）年4月
・プラスチック製容器包装分別収集試行（モデル地区）	2010（平成22）年10月
・家庭系ごみ処理手数料改定（無料→100円/10kg）	2011（平成23）年10月
・事業系ごみ処理手数料改定（80円/10kg→200円/10kg）	2013（平成25）年4月
・プラスチック製容器包装及び金属類の分別収集開始	2013（平成25）年4月
・プラスチック製容器包装指定袋導入	2013（平成25）年4月
施設整備	開始年月
・神屋最終処分場竣工	1984（昭和59）年3月
・ごみ処理施設第1工場竣工	1991（平成3）年2月
・内津最終処分場竣工	1999（平成11）年3月
・神屋最終処分場閉鎖	2000（平成12）年3月
・ごみ処理施設第2工場、灰溶融施設竣工 ※灰溶融施設は2017（平成29）年4月休止	2002（平成14）年9月
・リサイクルプラザ（エコメッセ春日井）開設	2002（平成14）年10月
・内津北山最終処分場竣工	2017（平成29）年3月

第3章 ごみ処理の現状と課題



1 ごみ処理の方法

(1) ごみの種類と排出方法

1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図3-1に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者などによって排出される全ての不要物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである民間事業者による資源回収や事業者の独自処理、市民による自家処理（生ごみの減量化など）によって減量化や資源化が行われているものについては、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とし、本計画で扱うごみの量とします。

「ごみ総排出量」のうち、当市の家庭から排出されたものを「生活排出ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活排出ごみのうち資源物と集団回収で集められた資源を除いた処理・処分が必要な、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、特定廃棄物、及び使用済み乾電池等を「家庭系ごみ」とします。

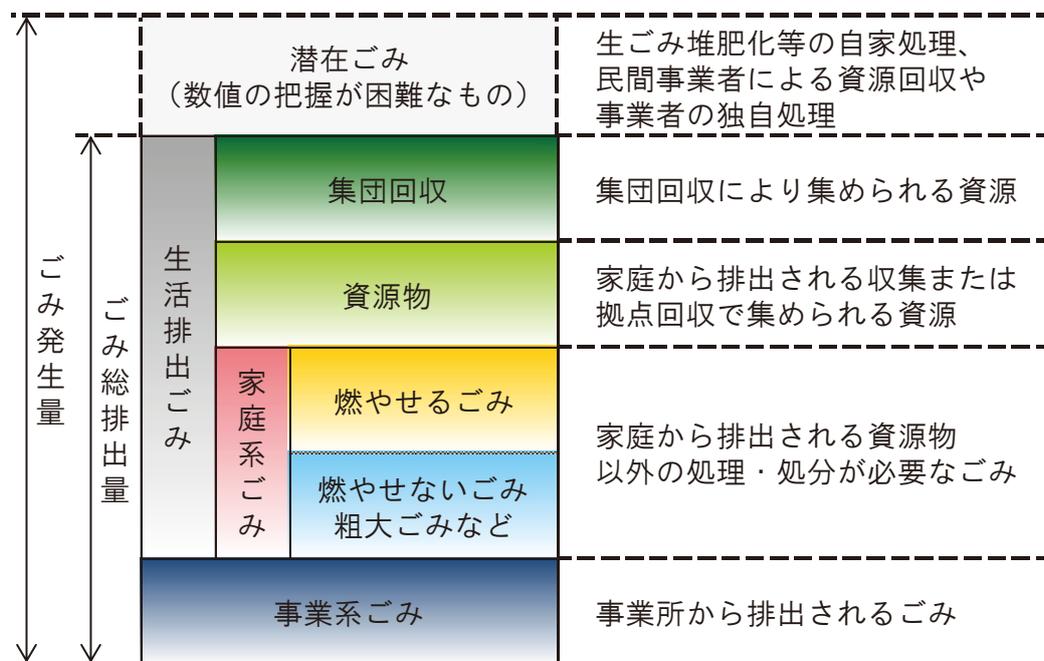


図3-1 ごみ排出区分の定義

2) 生活排出ごみ

① 収集するもの

収集する生活排出ごみは、表 3-1 の区分ごとに分別収集しています。

表 3-1 生活排出ごみの分別区分

区分		種類	
燃やせるごみ		生ごみ、リサイクルできない紙、革製品、靴、木の枝 おむつ、ぬいぐるみ、30cm以下のプラスチック製品、汚 れの落ちないプラスチック製容器包装等	
燃やせないごみ		ガラス・陶器類、使い捨てカイロ、電球等	
粗大ごみ		ベッド、ソファー、テーブル、タンス、本棚、 テレビ台、オーディオラック、食器棚等（1辺80cm以上）	
特定廃棄物		電気式温水タンク、太陽熱温水器、スプリングマットレ ス、タイヤ、ホイール、バッテリー	
使用済み乾電池等		乾電池、水銀体温計	
家電 4 品目		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫、洗濯機・ 衣類乾燥機	
資源物	古紙	新聞紙	新聞紙
		雑誌	雑誌
		雑がみ	封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメ ール類等リサイクルできる紙
		段ボール	段ボール
		牛乳パック類	牛乳、コーヒー、お茶等の紙パック
		古着	ワイシャツ、セーター、スカート等の古着
	飲料缶	ビール、コーヒー、清涼飲料等の飲料缶	
	ガラスびん	ビール瓶、一升瓶等の飲食用びん	
	ペットボトル	清涼飲料、お茶、しょうゆ等の PET マークがあるもの	
	プラスチック製容 器包装	カップ・パック類、袋・ラップ類、ボトル類等、プラス チック製容器包装識別表示（プラマーク）のあるもの	
	金属類（小型家電 含む）	小型家電、作業道具等金属製のもの	
	廃食油	植物性天ぷら油	

生活排出ごみの排出方法は、表3-2のとおり、分別された燃やせるごみや燃やせないごみ、資源物は、ごみステーションへ排出、粗大ごみや特定廃棄物は、戸別収集の依頼もしくはクリーンセンターへ直接搬入することとしています。その他専用の処理のために分別するごみは、品目により排出の方法が異なります。

表3-2 生活排出ごみの排出・収集方法

種類・区分		排出方法	収集回数		
燃やせるごみ		指定袋（黄色）	※週2回		
燃やせないごみ		指定袋（青色）	※月2回		
粗大ごみ		戸別収集のため清掃事業所へ申込み（有料） クリーンセンターへ直接搬入（有料）			
特定廃棄物					
使用済み乾電池等		透明・半透明の袋	※年2回 公共施設等原則 月2回収集		
家電4品目		戸別収集のため清掃事業所へ申込み（有料）			
資源物	古紙	新聞紙	紙ひもで縛る	※月2回	
		雑誌			
		雑がみ			紙ひもで縛る・紙袋
		段ボール			紙ひもで縛る
		牛乳パック類			
		古着			透明・半透明の袋
	飲料缶				
	ガラスびん				
	ペットボトル				
	プラスチック製容器包装		指定袋（無色）		※週1回
	金属類（小型家電含む）		透明・半透明の袋		※月1回
廃食用油		びん又はペットボトルに入れふたをする	公共施設で月2回収集		
犬、猫等の死体		戸別収集のため清掃事業所へ申込み（有料） 清掃事業所へ直接搬入（有料）			

注）※印は原則ステーションに排出する。

② 収集しないもの

収集しない生活排出ごみは、次のとおりです。これらについては、自らクリーンセンターに直接搬入するか、又は、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬を依頼することとしています。

- 引越等に伴い発生する一時的な多量ごみ
- 50kgを超えるもの等収集作業に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 土、石、瓦等最終処分場へ搬入するもの

③ 処理できないもの

処理できない生活排出ごみは、次のとおりです。

- 消火器、オートバイ等広域認定制度で処理を行うものや、ピアノ等販売店や専門業者に適正な処理を依頼するもの
- シンナー、在宅医療用注射針、廃油等処理施設に支障を及ぼすおそれのあるもの

3) 事業系ごみ

排出者は、廃棄物処理法の規定に基づき廃棄物の減量に努め、分別を徹底し、資源再生事業者等を活用して積極的に再資源化に取り組むものとしているため、資源化できる古紙等はクリーンセンターへ搬入できません。ただし、自ら処理できない場合は、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者（又は再生事業者）に運搬を依頼するか、クリーンセンターへ直接搬入することとしています。

なお、クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設であるため、産業廃棄物及び市外の廃棄物は搬入することができません。

(2) 収集・運搬状況

生活排出ごみの収集運搬は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物はステーション収集、粗大ごみ・家電4品目・特定廃棄物は有料にて戸別収集、廃食用油・使用済み乾電池等は公共施設など拠点収集を行っています。

収集体制は表3-3のとおり、直営及び委託業者による収集を行っています。

表3-3 収集体制（2018（平成30）年4月1日現在）

体制	項目	方式	車両	台数
直営 収集	燃やせるごみ	ステーション 収集	ダンプ パッカー その他	6台 31台※ 1台
	粗大ごみ	戸別収集		
	廃食用油	拠点収集		
	使用済み乾電池等	拠点収集		
	家電4品目	戸別収集		
	特定廃棄物	戸別収集		
委託 収集	燃やせるごみ 燃やせないごみ	ステーション 収集	パッカー	22台
	飲料缶 ガラスびん ペットボトル プラスチック製容器包装 金属類（小型家電含む）		パッカー	16台
			ダンプ	4台
			トラック	16台
			その他	1台
	新聞紙 雑誌 雑がみ 段ボール 牛乳パック類 古着		パッカー	28台
			トラック	34台
			その他	1台

※直営収集のパッカー車31台のうち1台はクリーンセンター所有。

(3) 処理状況

生活排出ごみ及び事業系ごみは、表3-4のとおり処理しています。

表3-4 ごみ処理

区分	処理・資源化方法等
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターで焼却します。 ・焼却処理後に発生する灰は、再生業者へ引き渡し又は市内、外の最終処分場で埋め立て処分をします。
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕処理施設で、破砕資源、破砕可燃物、破砕不燃物に分けます。 ・破砕可燃物は、クリーンセンターで焼却処理します。 ・破砕不燃物は、最終処分場で埋め立て処分します。 ・破砕資源は、再生業者に引き渡します。 ・破砕不適物の砂・石は、最終処分場で埋め立て処分します。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用可能なものは承諾の上、修理し市民に販売します。 ・その他の粗大ごみは、燃やせないごみと同じ処理をします。
その他専用の処理のために分類するごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池、水銀体温計は再生業者に引き渡します。 ・家電4品目は、再生業者に引き渡します。 ・その他の特定廃棄物は、個別に適正処理します。
資源物	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙等の紙類は、再生業者に引き渡します。 ・缶、びん、ペットボトル等の資源は、クリーンセンター資源化施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類は素材別に選別し、再生業者に引き渡します。 ・プラスチック製容器包装やペットボトルは、選別・圧縮・梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会資源化が行われます。 ・金属類は、再生業者に引き渡します。

2017（平成29）年度のごみ排出量は、図3-2のとおり92,261tです。その内、焼却・破砕等により本市及び委託業者で中間処理された量（中間処理量）は90,089t、中間処理量のうち中間処理後に再生利用された量は9,469t、処理後埋め立てされた量は8,338tです。最終的に資源化されたものは集団回収を含めて18,098tです。また、最終処分されたものは8,794tです。

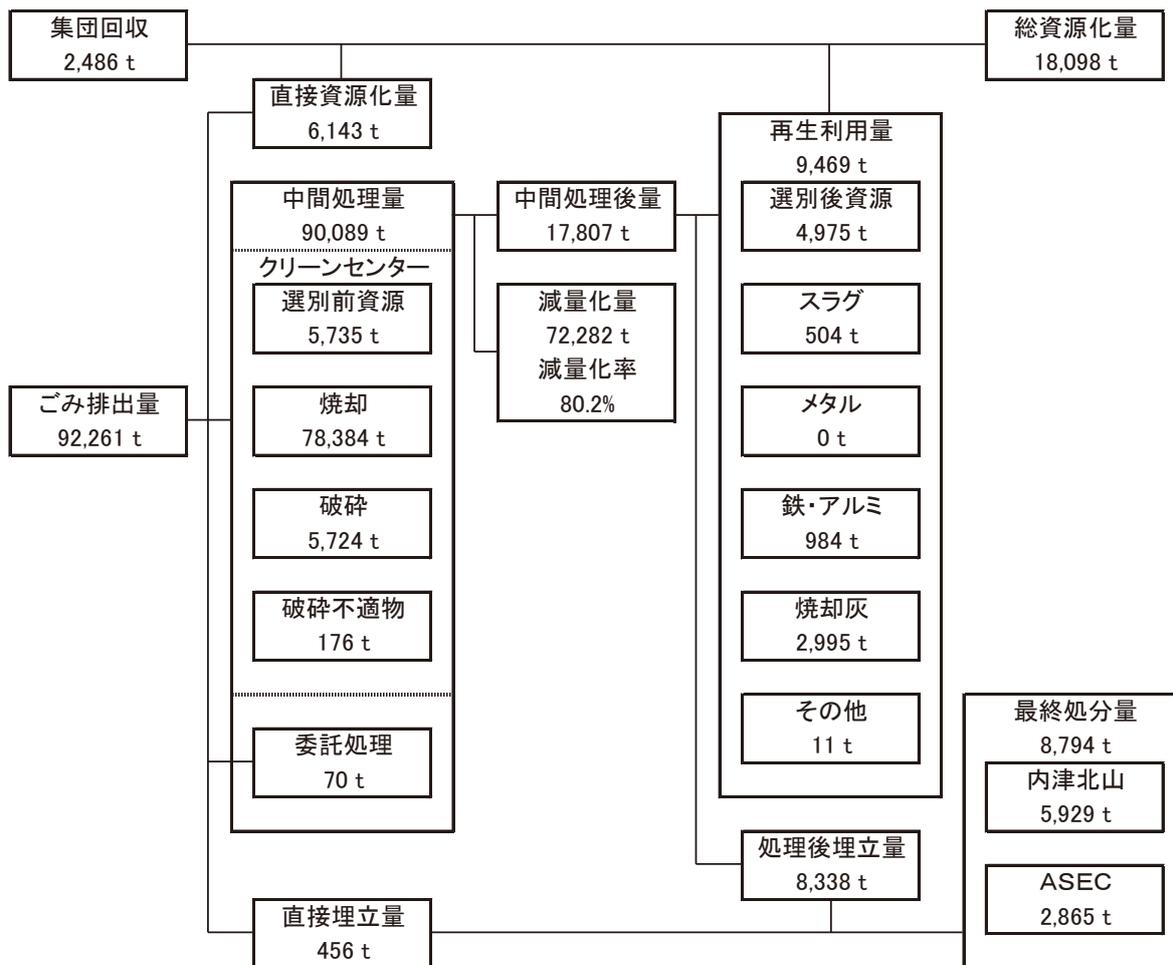


図 3-2 マテリアルフロー (2017 (平成 29) 年度) 注 3-1 注 3-2

(4) 最終処分

中間処理後の資源化できない焼却灰^{注 3-3}は、埋立処分しています。また、家庭から出る砂・石等及び地域清掃で出る側溝汚泥も直接、埋立処分しています。

なお、最終処分場の延命を図るため、焼却灰のうち飛灰固化物^{注 3-4}を公益財団法人愛知臨海環境整備センター (ASEC) で埋立処分しています。

注 3-1) ごみ処理において、どのようなものが発生するかを示すもの。

注 3-2) 灰溶融施設は2017 (平成29) 年 4 月に休止したが、前年度に生産したスラグを搬出したため、2017 (平成29) 年度にスラグ504tを計上している。

注 3-3) 焼却処理により焼却炉の底から排出される主灰と飛灰固化物が発生する。

注 3-4) 排ガス出口の集じん装置等で集められたばいじん (灰) で、重金属の溶出を防ぐために処理剤を加えて固形物にしたもの。

(5) ごみ処理施設

1) 施設位置

清掃関係施設の位置を、図3-3に示します。

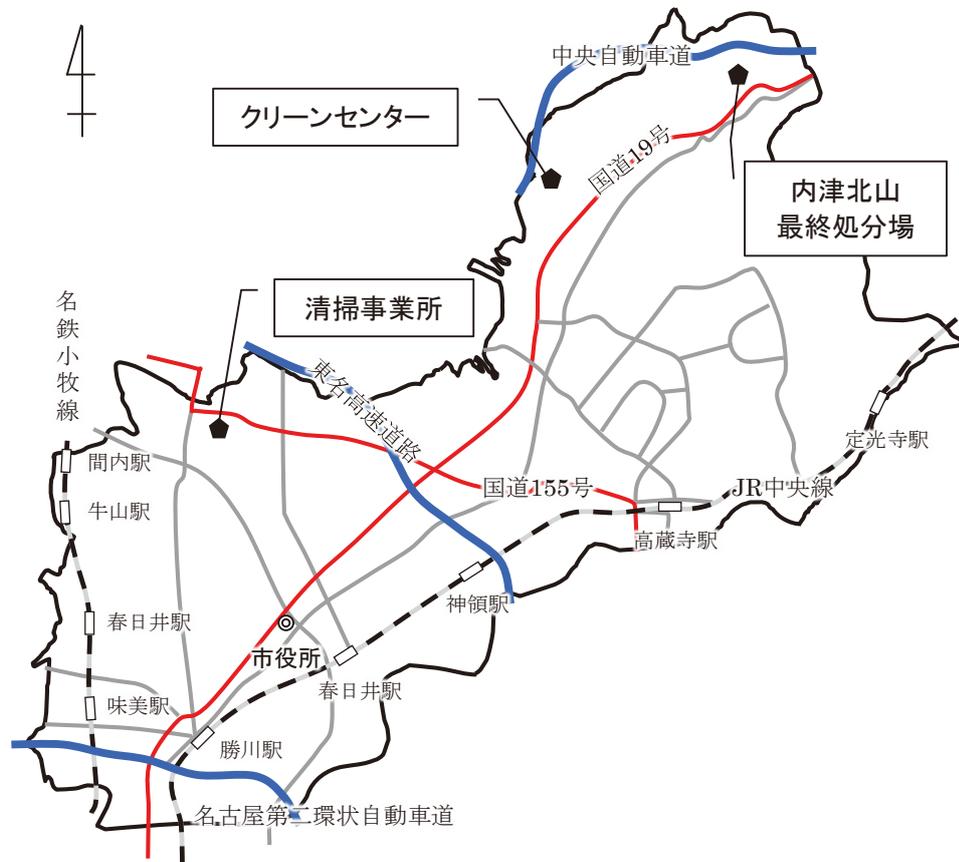


図3-3 清掃関係施設位置図

2) 清掃事業所（収集・運搬）

清掃事業所は、表3-5のとおり収集・運搬車両の保管施設、収集・運搬拠点として鷹来町地内に開設しました。保有車両は、2018（平成30）年4月現在ダンプ車6台、パッカー車30台、その他の車両1台となっています。

表3-5 清掃事業所の概要

項目	内容
所在地	春日井市鷹来町 4957 番地 2
開設年月	1977（昭和 52）年 10 月
敷地面積	13,752.11m ²
建物延面積	管理棟（鉄筋コンクリート2階建）：1,148.48m ²
	車庫（鉄骨造）：2,095.10m ²
	倉庫他：259.58m ²

3) クリーンセンター（中間処理）

クリーンセンターの概要は、表3-6のとおりです。クリーンセンターは、ごみ焼却施設として1961（昭和36）年3月、神屋町地内に建設されました。その後、第1工場が1991（平成3）年2月に焼却・破砕処理設備を有する施設として竣工し、第2工場が2002（平成14）年9月に焼却・破砕・灰溶融・資源化処理設備を有する施設として竣工しました。（灰溶融施設は2017（平成29）年4月から休止中）

2施設を合わせた焼却処理能力は1日当たり540トン、破砕処理能力は5時間当たり110トンです。第2工場には資源化処理設備もあり、飲料缶は5時間当たり8トン、ガラスびんは5時間当たり14トン、ペットボトルは5時間当たり3トンの処理能力があります。

また、クリーンセンターには、ごみの減量・資源の再利用に関する講座を始め、再利用品の展示・販売等、市民のリサイクル活動の拠点となるリサイクルプラザ「エコメッセ春日井」を併設しています。

表3-6 クリーンセンターの概要

項目	内容
所在地	春日井市神屋町1番地2
竣工	<ul style="list-style-type: none"> ・第1工場棟 1991（平成3）年2月 ・第2工場棟 2002（平成14）年9月
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第1工場棟 <ul style="list-style-type: none"> 1号焼却炉（130t/日） 2号焼却炉（130t/日） 粗大ごみ処理施設（65t/5h） ・第2工場棟 <ul style="list-style-type: none"> 3号焼却炉（140t/日） 4号焼却炉（140t/日） 灰溶融施設（休止中） 資源化施設（飲料缶：8t/5h、ガラスびん：14t/5h、ペットボトル：3t/5h） 粗大・不燃ごみ処理施設（45t/5h） ・エコメッセ春日井 ・ストックヤード

4) 最終処分場

1999（平成11）年3月に竣工した内津最終処分場の残余年数が少なくなったため、2014（平成26）年10月に内津北山最終処分場の建設に着工、2017（平成29）年4月に供用開始しました。

内津北山最終処分場の概要は表3-7のとおりです。一般廃棄物の埋立処分場と浸出水処理施設を有する施設であり、埋立容積は475,000m³、埋立工法は準好気性セル・サンドイッチ方式としています。浸出水処理施設は、高度処理設備など最新の技術を導入し、調整槽より送られる浸出水を適正に処理し、周辺環境の保全を図っています。

表3-7 内津北山最終処分場の概要

項目	内容
所在地	春日井市内津町字北山 357 番地 1
着工	2014（平成26）年10月
供用開始	2017（平成29）年4月
敷地面積	70,324m ²
埋立面積	24,400m ²
埋立容量	475,000m ³
埋立工法	準好気性セル・サンドイッチ方式
浸出水処理方式	アルカリ凝集沈殿処理＋生物処理＋凝集膜分離処理＋活性炭吸着処理＋キレート吸着処理＋消毒処理

5) 公益財団法人愛知臨海環境整備センター（略称：ASEC）

ASECは、愛知県や名古屋市などの地方公共団体と民間企業により設立された第三セクターの公益法人であり、一般廃棄物の区域外処分施設としてクリーンセンターから排出される焼却灰のうち飛灰固化物を表3-8のとおり搬入しています。

名古屋港南5区処分場が2010（平成22）年2月に埋立事業が終了したため、2011（平成23）年3月から衣浦港3号地廃棄物最終処分場において、引き続き埋立事業を行っています。

表 3-8 当市からASECへの搬出量等

年度	搬出量	場所・埋立地の面積	埋立容量
2008（平成20）	1,912 t	名古屋港南5区※ ² 56ha	5,990,000m ³
2009（平成21）	2,854 t		
2010（平成22）※ ¹	0 t	衣浦港3号地※ ³ 安定型：8.4ha 管理型：34.4ha	安定型： 810,180m ³ 管理型： 4,566,000m ³
2011（平成23）	495 t		
2012（平成24）	481 t		
2013（平成25）	993 t		
2014（平成26）	998 t		
2015（平成27）	990 t		
2016（平成28）	1,000 t		
2017（平成29）	2,865 t		

※1：2010（平成22）年度は名古屋港南5区の埋立終了に伴い、搬出を行わなかった。

※2：所在地 愛知県知多市緑浜町地内

※3：所在地 愛知県知多郡武豊町地内

2 ごみ処理の実績

(1) ごみの現状

1) 排出状況

① 家庭系ごみ

生活排出ごみのうち資源を除いた家庭系ごみ排出量及び1人1日当たり家庭系ごみ排出量^{注3-5}は、図3-4のとおり、2013(平成25)年度にプラスチック製容器包装及び金属類の資源化を開始したことにより燃やせないごみの排出量が減少し、1人1日当たり家庭系ごみ排出量も減少しています。

2017(平成29)年度の総排出量は、2008(平成20)年度に比べ12,164t、約16.9%減少しました。

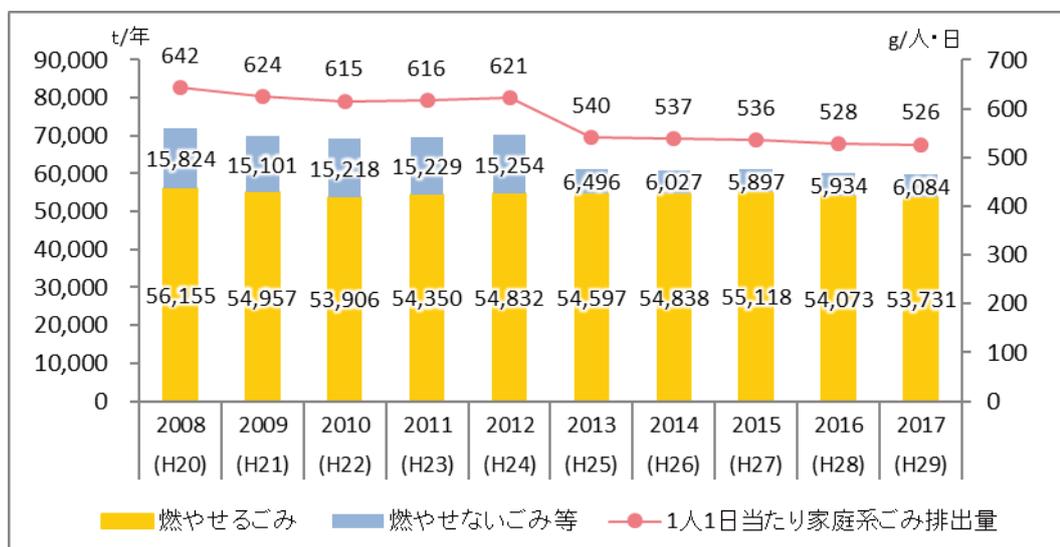


図3-4 家庭系ごみの推移

② 事業系ごみ

当市のごみ処理手数料は、近隣市と均衡を図るため、2011(平成23)年3月に条例を改正し、経過措置により段階的な値上げを行い、2013(平成25)年4月に10kgにつき200円へ変更するとともに、ごみ検査の徹底・適正排出指導も強化しました。

図3-5のとおり2017(平成29)年度の排出量は、2008(平成20)年度から14,178t、約40.8%減少しました。

注3-5) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 = (家庭系燃やせるごみ量 + 家庭系燃やせないごみ等量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

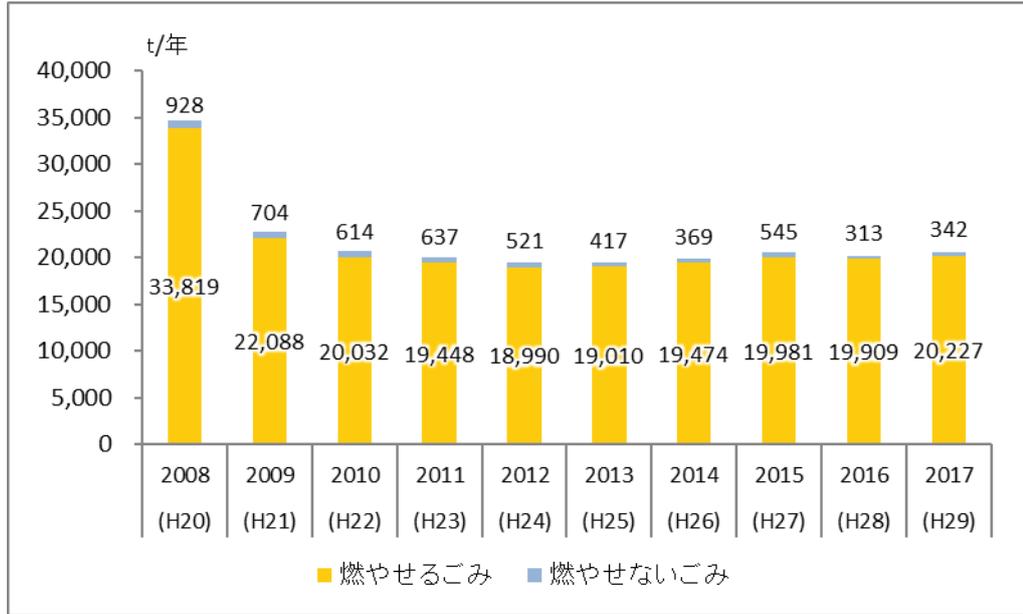


図 3-5 事業系ごみの推移

③ 資源化

資源量は、図 3-6 のとおり 2013（平成 25）年度にプラスチック製容器包装及び金属類の分別収集を開始したことで一時的に増加しましたが、再び減少傾向に転じています。資源化率^{注 3-6}も同様に、2013（平成 25）年度は 24.8% まで増加しましたが、2017（平成 29）年度は 19.1% と 2008（平成 20）年度よりも 2.6 ポイント減少しています。

資源化量の内訳は、ごみステーションを利用した資源物収集、子ども会・学校等が行う集団回収、クリーンセンター処理分の破碎鉄・熔融スラグ等があります。

2013（平成 25）年度以降、資源物収集、集団回収ともに古紙類、特に新聞の収集量が減少しています。これは、スマートフォンなどの情報端末が普及したことによる活字離れや民間事業者が設置する古紙回収コンテナボックスの増加による古紙排出先の選択肢が増えたことにより、本市が収集できる資源の量が減少したと考えられます。

なお、2017（平成 29）年 4 月に灰熔融設備を休止したことにより、スラグの生産を行わなくなりましたが、代わりに、焼却灰のセメント原料化量を増やしました。

注 3-6) 資源化率 = 資源物量 ÷ (資源物量 + 集団回収量 + クリーンセンター処理分) × 100

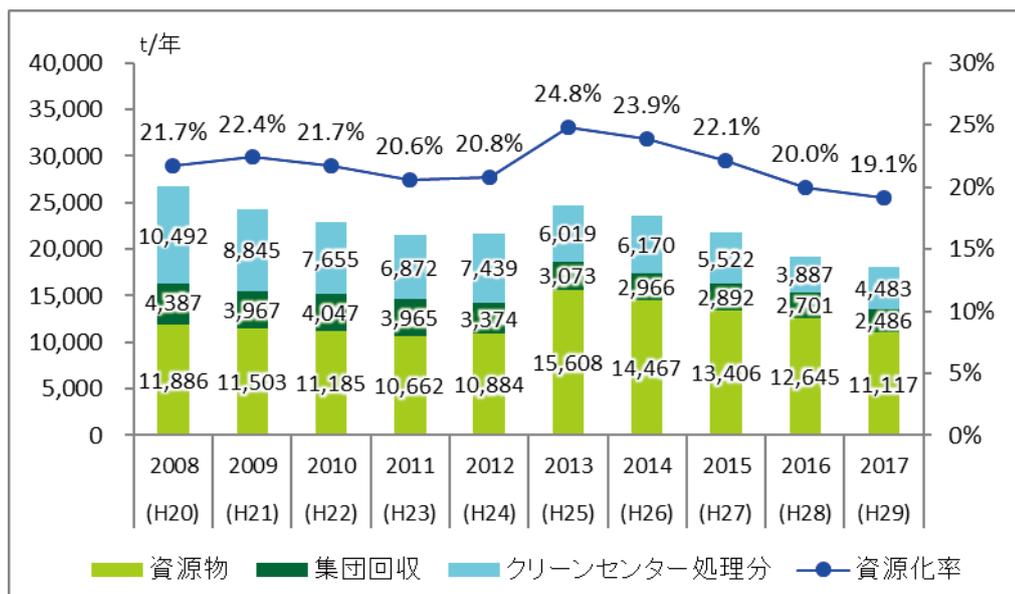


図 3-6 資源化量の推移

④ ごみ総排出量

ごみ総排出量は、図 3-7 のとおり 2008 (平成 20) 年度以降減少しており、2017 (平成 29) 年度のごみ総排出量は 2008 (平成 20) 年度に比べ 28,488t、約 23.1% 削減しています。

1 人 1 日 当 たり ご み 総 排 出 量^{注 3-7} は 同 様 に 減 少 し て い ま す が、資 源 物 を 除 いた 1 人 1 日 当 たり ご み 排 出 量^{注 3-8} は 2013 (平 成 25) 年 度 以 降 横 ば い と な っ て い ま す。

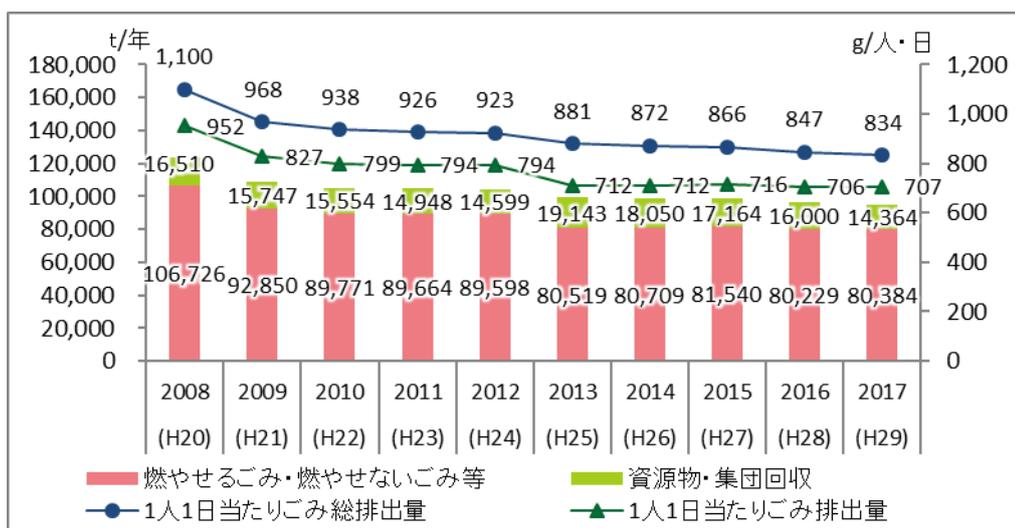


図 3-7 ごみ総排出量・1 人 1 日 当 たり 排 出 量

注 3-7) 1 人 1 日 当 たり ご み 総 排 出 量 = ご み 総 排 出 量 ÷ 人 口 ÷ 年 間 日 数

注 3-8) 1 人 1 日 当 たり ご み 排 出 量 = (家 庭 系 ご み + 事 業 系 ご み) ÷ 人 口 ÷ 年 間 日 数

2) ごみの性状

当市の過去10年間におけるごみ質の成分と、乾ベース^{注3-9}の組成分析結果は、表3-9及び図3-8のとおりです。

過去10年間、いずれも紙・布類の割合が一番高いものの、その割合は減少傾向にあります。2017（平成29）年度は紙・布類が43.8%と最も多くを占め、次いで木・竹・ワラ類の21.1%、ビニール合成樹脂類の19.1%となっています。

表3-9 ごみ質分析結果

単位：%

年度		2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
成分	水分	42.2	39.9	37.0	41.2	44.9	30.9	32.8	39.0	41.3	45.5
	灰分	5.2	6.4	6.9	5.4	7.2	9.4	8.0	6.3	7.1	6.6
	可燃分	52.6	53.7	56.1	53.4	47.9	59.7	59.2	54.7	51.6	47.9
組成	紙・布類	58.9	51.5	52.2	51.2	54.6	54.0	47.4	53.3	42.6	43.8
	ビニール合成樹脂類	17.1	14.3	17.5	15.3	18.0	14.5	14.7	16.7	18.6	19.1
	木・竹・ワラ類	9.1	21.4	14.6	20.3	15.7	22.0	27.6	15.0	19.5	21.1
	厨芥類	13.4	11.2	13.8	11.0	8.9	6.2	7.8	12.3	15.7	11.7
	不燃物類	1.0	1.1	0.5	1.6	1.8	1.7	0.9	1.6	1.7	2.1
	その他	0.5	0.5	1.4	0.6	0.9	1.6	1.4	1.1	1.9	2.3

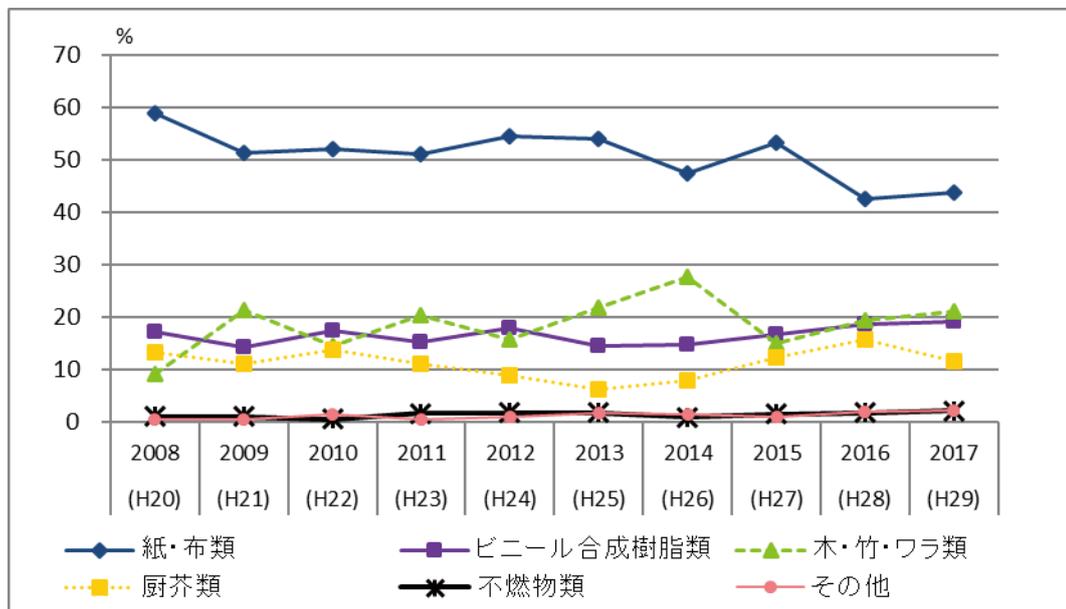


図3-8 ごみ組成分析結果

注3-9) ごみに含まれる水分を除去した状態。

3) 中間処理

焼却処理は、第1工場(処理能力260t/日)及び第2工場(処理能力280t/日)の2工場が稼働し、2002(平成14)年度から処理能力540t/日となりましたが、ごみ焼却量は図3-9のとおり2008(平成20)年度以降減少し、2017(平成29)年度は約78,384t/年、稼働日を300日とした場合、1日当たり約261tの処理量となっています。

破碎処理は、焼却処理と同様に、第1工場(処理能力65t/5h)及び第2工場(処理能力45t/5h)の2工場が稼働し、2002(平成14)年度から処理能力110t/日となりましたが、図3-10のとおりごみ破碎量は2013(平成25)年度に大きく減少し、2017(平成29)年度は約5,724t、1日当たり約19tの処理量となっています。

また、第1・2工場の処理能力に対し現状の処理量は下回り、主に第2工場で運用している状況ですが、第1工場については、第2工場の整備・点検、災害時などに備えた運営を行っています。

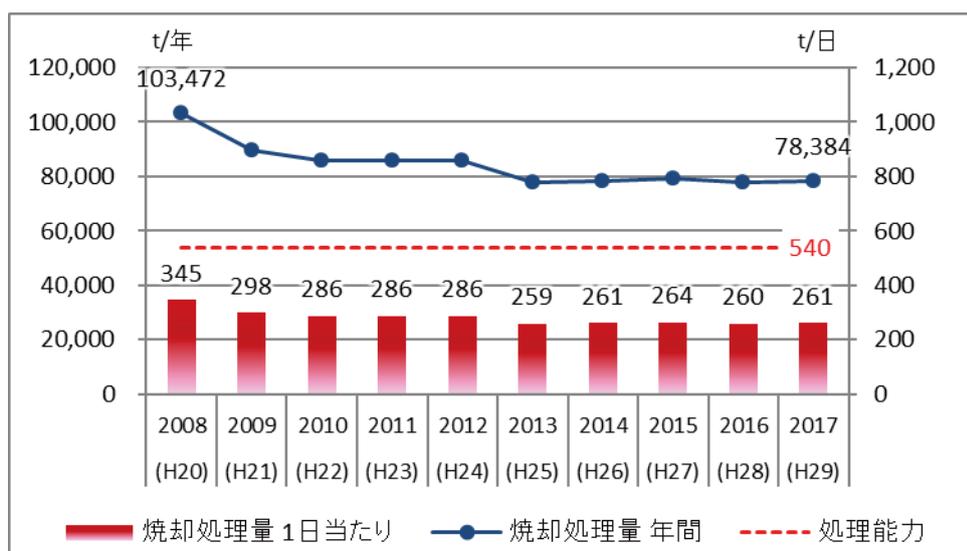


図3-9 焼却施設稼働状況

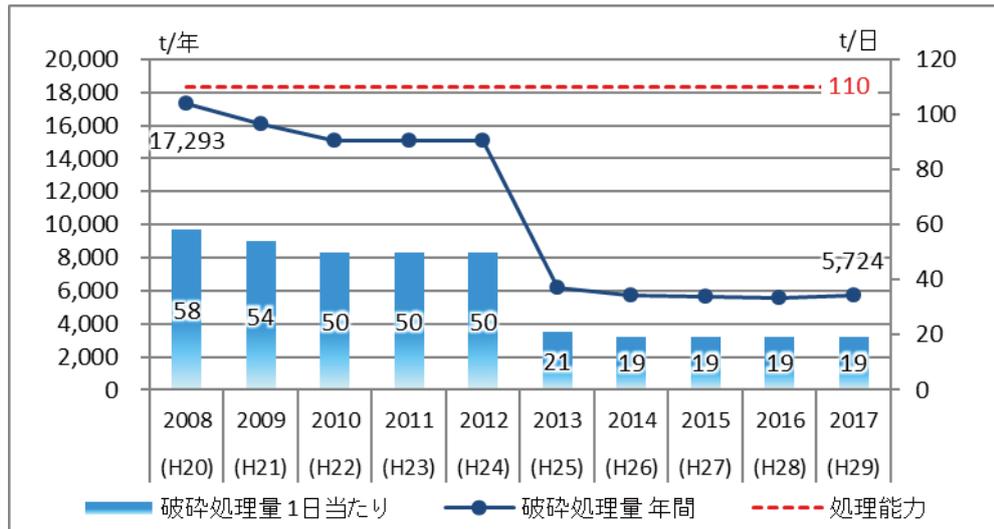


図 3-10 破碎処理施設稼働状況

4) 最終処分

当市の過去10年間の最終処分の実績は、図 3-11のとおりです。

1999（平成11）年4月に供用を開始した内津最終処分場の残余容量が少なくなり、残余年数が短くなったため、2014（平成26）年10月に内津北山最終処分場の建設に着工、2017（平成29）年4月から供用を開始しました。

なお、2017（平成29）年4月にクリーンセンター灰溶融施設が稼働を休止しましたが、焼却灰をセメント原料化することにより、資源化の推進と最終処分場の延命を図っています。

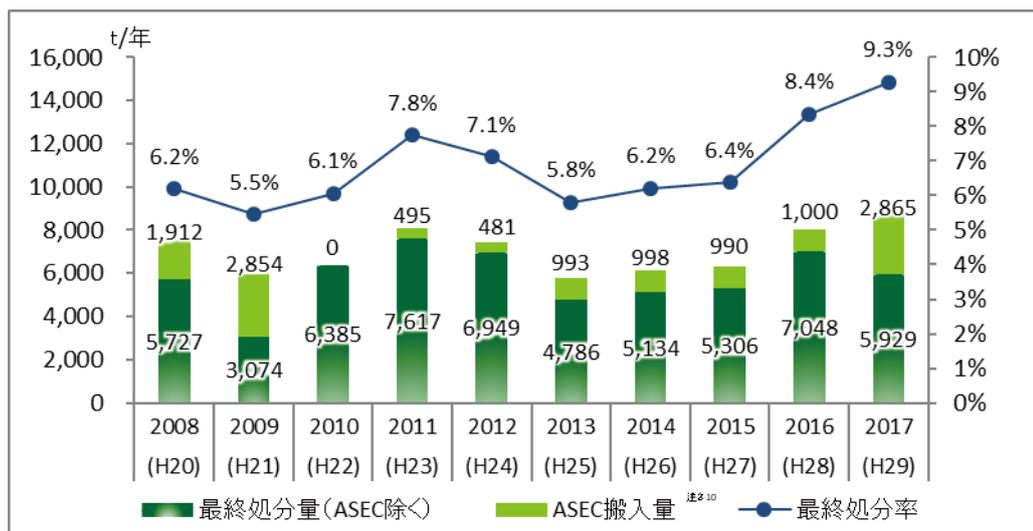


図 3-11 最終処分の実績

注 3-10) ASEC については、16 頁参照。

(2) ごみ処理経費

一般廃棄物処理実態調査（環境省）により算出された、当市の2008（平成20）年度から2017（平成29）年度までの1人あたりのごみ処理経費は、表3-10及び図3-12のとおりです。

内津北山最終処分場の土地購入費用により、2013（平成25）年度に1人あたりのごみ処理経費が一時的に増加しました（土地購入費を除くと13,516円になります）が、2008（平成20）年度以降概ね減少傾向で推移しています。

表3-10 1人あたりごみ処理経費の推移

年度	人口 (人)	総排出量 (t/年)	ごみ処理経費 (円/人・年)
2008（平成20）年度	307,052	118,823	14,338
2009（平成21）年度	307,442	104,611	13,642
2010（平成22）年度	307,718	101,264	13,396
2011（平成23）年度	308,451	104,597	13,487
2012（平成24）年度	308,981	104,182	13,450
2013（平成25）年度	309,658	99,647	17,246(13,516)
2014（平成26）年度	310,347	98,742	13,740
2015（平成27）年度	311,112	98,688	13,497
2016（平成28）年度	311,748	96,215	13,286
2017（平成29）年度	311,540	94,733	12,368

出典：愛知県一般廃棄物処理事業実態調査（人口：各年度の10月1日時点）

※総排出量は、2008（平成20）年度から2010（平成22）年度は、ごみ総排出量から集団回収と家電4品目を引いた値で、2011（平成23）年度以降は家電4品目を引いた値です。

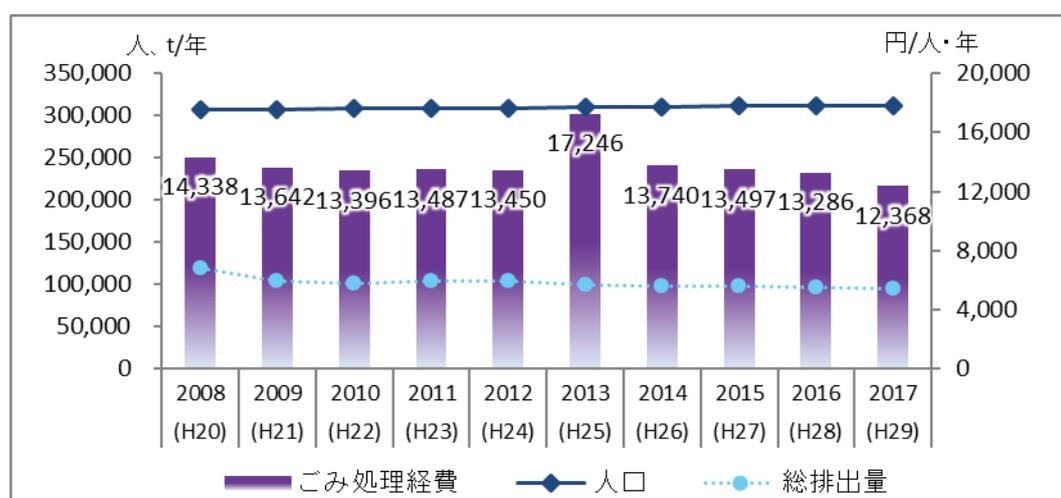


図3-12 1人あたりごみ処理経費の推移

3 ごみ処理の評価と課題

(1) ごみ処理基本計画

1) 前計画の目標値と実績値

2012（平成24）年度に策定した前計画のごみ排出量等に関する削減目標は、2010（平成22）年度を基準年度、計画期間を2012（平成24）年度から2021年度までとし、表3-11のとおり目標値を掲げています。

表3-11 前計画の目標値

項目	基準値	目標値	
	2010年度 (平成22)	2021年度 —	削減量
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	799	669	130
家庭系ごみ排出量 (トン)	69,645	59,198	10,447
事業系ごみ排出量 (トン)	20,126	16,101	4,025
資源化率 (%)	21.7	30以上	—
ごみ処理費 (円/人・年)	13,396	12,056	—

① 1人1日当たりごみ排出量

家庭及び事業所から出るごみのうち、資源の量を除いた1人1日当たりごみ排出量の目標値と実績値の推移は、図3-13のとおりです。

事業系ごみが増加傾向を続けていることから、2016（平成28）年度までは目標値を下回っていましたが、2017（平成29）年度は実績値が目標値を上回り、2021年度の目標達成には更なる減量が必要です。

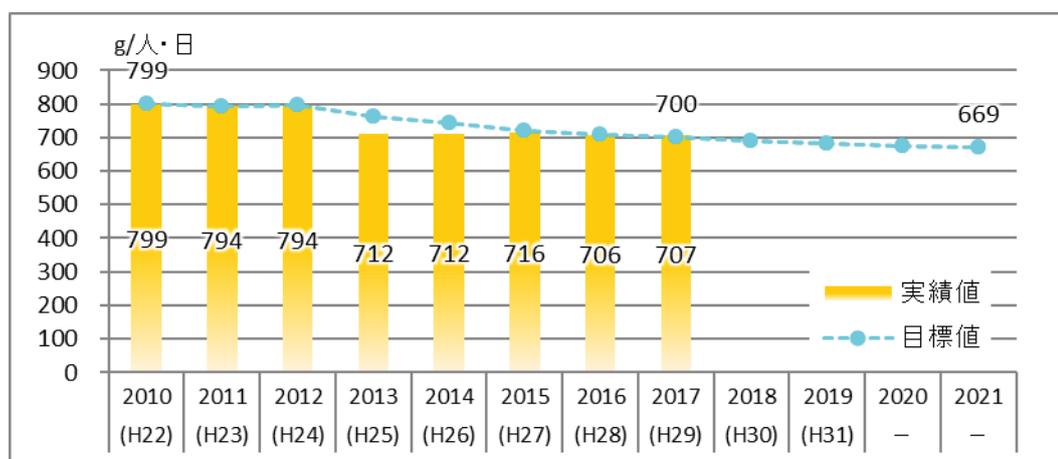


図3-13 1人1日当たりごみ排出量の目標値と実績値

② 家庭系ごみ排出量

家庭から出る資源物以外のごみである、家庭系ごみ排出量の目標値と実績値の推移は、図3-14のとおりです。

2013（平成25）年度にプラスチック製容器包装及び金属類の分別収集を開始したことにより大きく減少しましたが、その後は横ばいで推移しており、2017（平成29）年度は実績値が目標値を下回っていますが、2021年度の目標達成に向けて更なる減量が必要です。

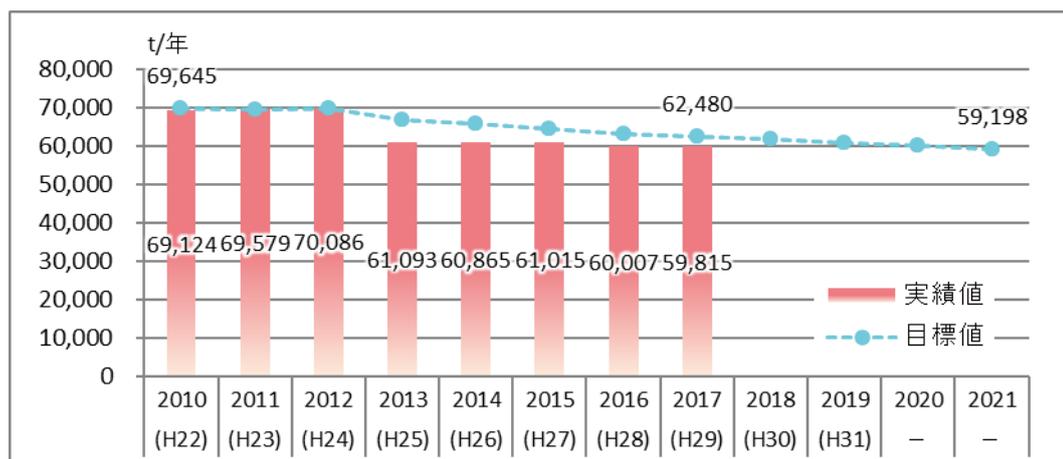


図3-14 家庭系ごみ排出量の目標値と実績値

③ 事業系ごみ排出量

事業所から出るごみの量を表す事業系ごみ排出量の目標値と実績値の推移は、図3-15のとおりです。

事業系ごみ排出量は高齢化社会に伴う介護施設等の増加が影響し、2013（平成25）年度以降増加傾向が続いており、2017（平成29）年度は実績値が目標値を上回り2021年度の目標達成が厳しい状況です。

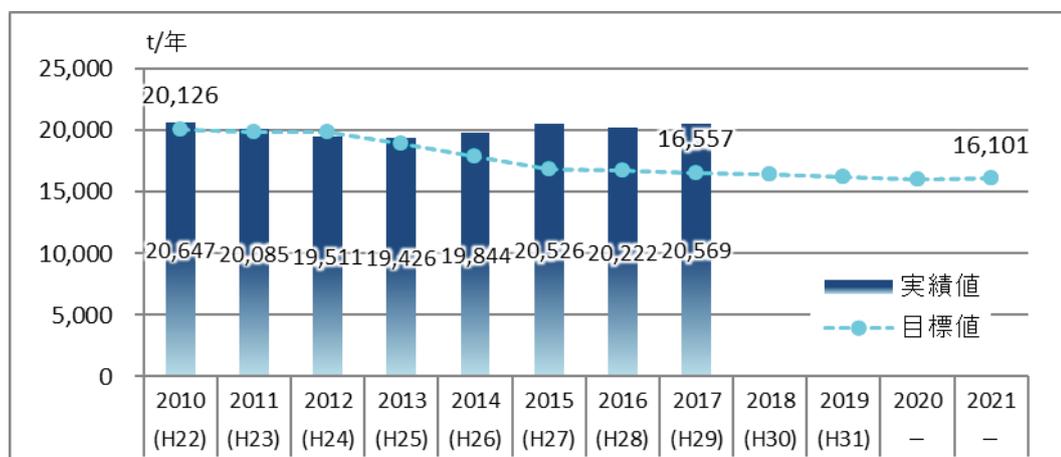


図3-15 事業系ごみ排出量の目標値と実績値

④ 資源化率

資源化率の目標値と実績値の推移は、図3-16のとおりです。

資源化率は、2013（平成25）年度にプラスチック製容器包装及び金属類の分別収集を開始したことで一時的に増加しましたが、その後古紙類、特に新聞の回収量が減少したことで、2017（平成29）年度は実績値が目標値を下回り、2021年度の目標達成が厳しい状況です。

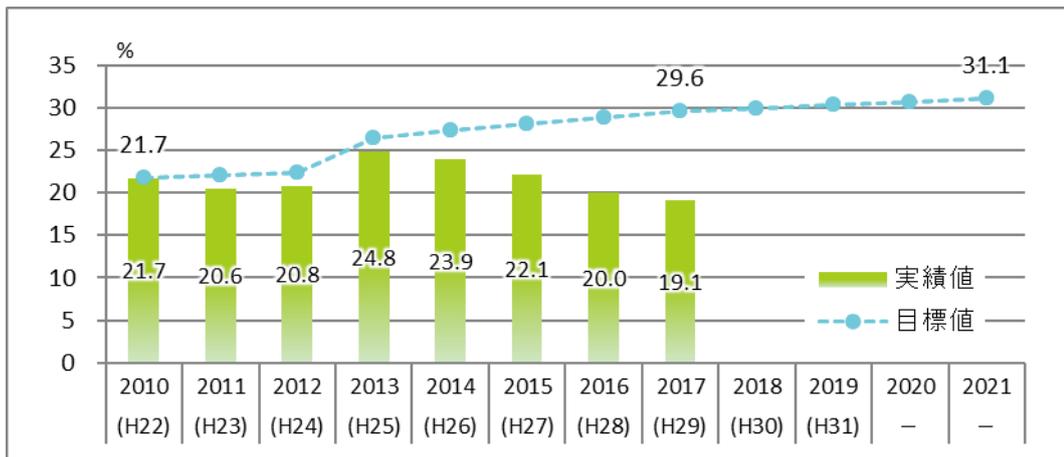


図3-16 資源化率の目標値と実績値

⑤ ごみ処理費

ごみ処理費の目標値と実績値の推移は、図3-17のとおりです。

ごみ処理費は、2013（平成25）年度に内津北山最終処分場の土地を購入したため一時的に増加しましたが、概ね減少傾向で推移しています。2017（平成29）年度は、灰溶融設備を休止したことにより、初めて実績値が目標値を下回りましたが、2021年度の目標達成には更なる努力が必要です。

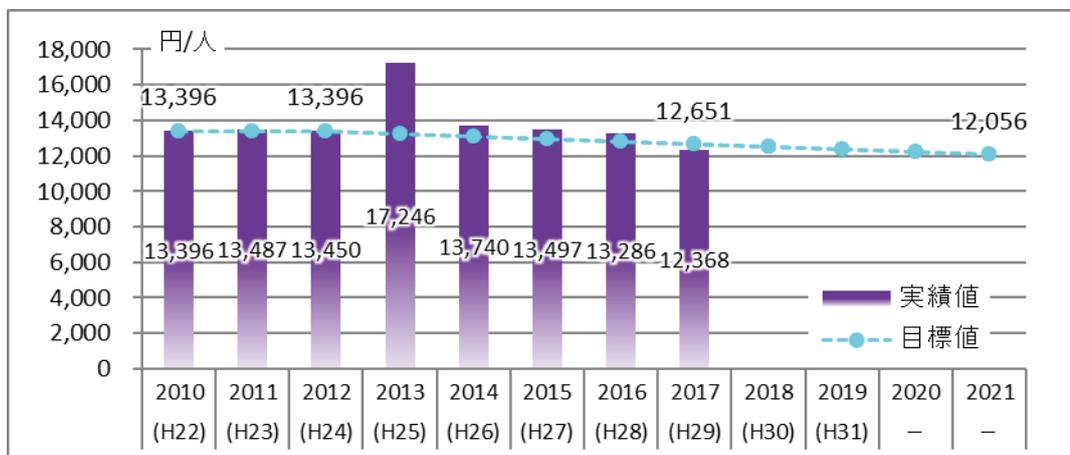


図3-17 ごみ処理費の目標値と実績値

2) 愛知県内自治体との比較

当市の実績と愛知県内自治体の実績について愛知県廃棄物処理事業実態調査の2016（平成28）年度実績を用いて比較したものは、表3-12のとおりです。

2016（平成28）年度の実績における評価は次のとおりです。

- 1人1日当たりごみ総排出量、1人1日当たりの処理すべきごみ排出量のいずれも、愛知県内全市町村平均値と比べ下回っています。
- 資源化率20.0%は、県内全市町村の資源化率22.1%と比べ、低くなっています。
- 当市の2016(平成28)年度における1人当たり年間ごみ処理費13,286円は、県内全市町村平均値12,399円と比べ、約7%高くなっています。

1人1日当たりのごみ総排出量が愛知県平均と比べて93グラム少ないのに対して、処理すべきごみの量の差は45グラムであることから、愛知県平均よりも資源の量が48グラム少ないことがわかります。

このことから、処理すべきごみの量は愛知県平均よりも少なく良好であるものの、資源物の収集量が少ないため資源化率が低くなっています。

また、ごみ処理費については、灰溶融炉の稼働に係る維持管理費等によりごみ処理費が県内平均より高いと考えられます。

表3-12 愛知県内自治体平均値との比較

項目	資源化率 (%)	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)		1人当たり 年間ごみ 処理費 (円)
		総排出量	処理すべき ごみ量	
県内市町村平均値	22.1	927	752	12,399
当市2016（平成28）年度	20.0	847	706	13,286
当市2017（平成29）年度	19.1	834	707	12,368

注1) 処理すべきごみ量は、総排出量から資源物及び集団回収を除いたもの

注2) 処理経費は、建設・改良費を除いたもの

3) 一般廃棄物処理システム評価

当市と人口が類似する全国の特例市35市^{注3-11}のごみ処理の実績について、評価条件等を表3-13のとおりとし、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール^{注3-12}を用いて評価を行いました。その結果は表3-14及び図3-18のとおりです。なお、評価に用いた実績値は最新年度版である2015（平成27）年度の数値です。

- 「1人1日当たりごみ総排出量」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は、類似都市に比べ、良い結果となっています。
- 「廃棄物からの資源回収率」は、類似市に比べ概ね平均的な結果となっています。
- 「最終処分減量に要する費用」及び「1人当たり年間処理経費」は、類似市に比べ、悪い結果となっています。

この結果から、愛知県内市町村の平均値に対して、資源化率は同程度ですが、1人1日当たりのごみ総排出量は良い結果となっています。

ごみ処理費については、灰溶融炉の稼働に係る維持管理費等がごみ処理費を増加させていると考えられますが、既に灰溶融炉は2017(平成29)年4月に稼働を休止しております。

表3-13 類似（比較対象）都市の条件

項目	春日井市	類似都市
人口 (2015(平成27)年10月1日現在)	311,112人	特例市

注3-11) 特例市は2000（平成12）年4月に制度が施行され、一定の規模、能力を有する地方自治体を指定していましたが、2015（平成27）年4月に廃止となり、現在は中核市制度に統合されています。廃止の時点で特例市だった都市は「施行時特例市」と呼ばれ、2018（平成30）年4月の時点で31市が指定されています。

注3-12) 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールとは、環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」により定められた市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価するための支援ツールです。

表 3-14 評価指標

指標	1人1日 当たりごみ 総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF 除く) (t/t) 注 3-13	廃棄物のう ち最終処分 される割合 (t/t)	1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減 量に要する 費用 (円/t)
平均	0.959	0.196	0.083	10,586	30,891
最大	1.243	0.317	0.145	16,916	54,296
最小	0.792	0.100	0.004	5,487	16,895
標準偏差	0.110	0.053	0.039	2,389	8,315
当市実績	0.867	0.199	0.064	13,301	44,012
評価指数値	109.6	101.4	123.1	74.4	57.5
実績の優劣	低いほど優	高いほど優	低いほど優	低いほど優	低いほど優

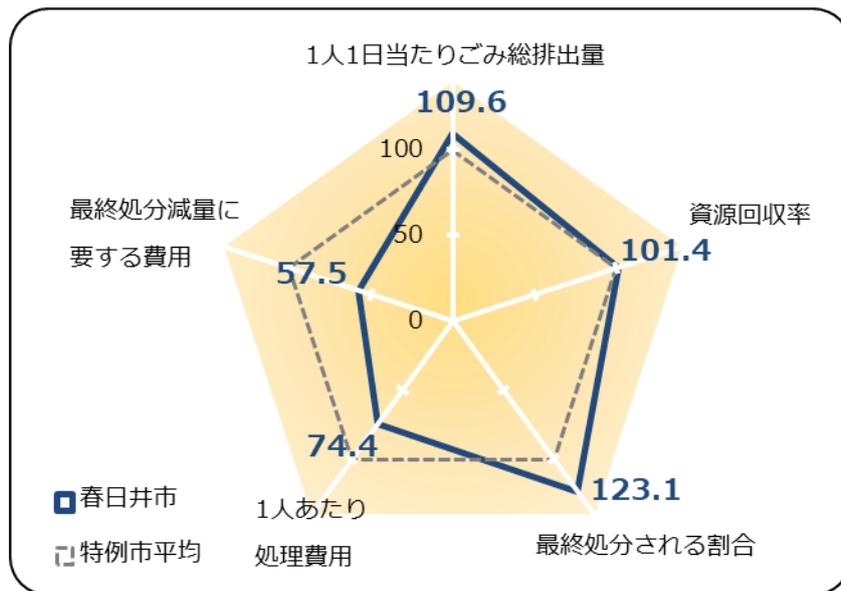


図 3-18 一般廃棄物処理システム評価

注 3-13) RDF とは、生ごみ・廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを、粉砕・乾燥したのちに生石灰を混合して、圧縮・固化したもので、ごみ固形化燃料ともいいます。

(2) ごみ処理の課題

1) 排出抑制

図3-19のとおり、2013(平成25)年度の分別区分変更により、家庭系ごみは減少し、資源物・集団回収量は一時的に増加しました。その後、資源物・集団回収量は減少し、家庭系ごみ排出量は横ばいで推移していますが、事業系ごみは増加傾向にあります。

このため、ごみ総排出量は減少しているものの減少しているのは資源物であり、処理・処分を必要とするごみの量は増加しています。

こうした状況から、家庭系ごみに含まれる資源の更なる分別と事業系ごみの減量への取り組みが必要となります。

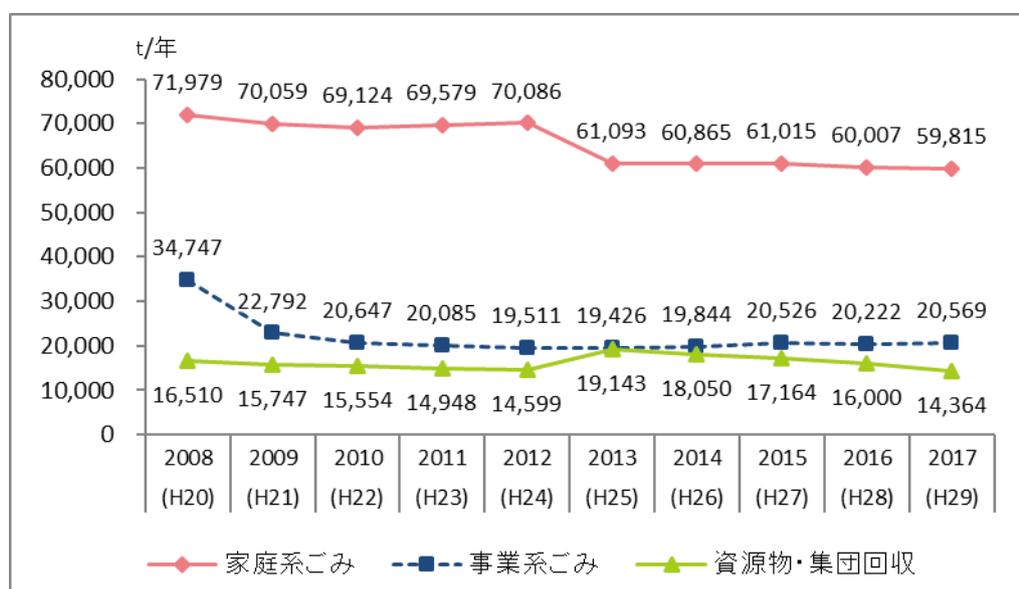


図3-19 ごみ排出量の推移

2) 資源化

図3-20のとおり、当市がステーションなどから収集する資源物の量は、分別区分の変更を行った2013(平成25)年度をピークとして年々減少しており、2017(平成29)年度の資源物量はピーク時の約3分の2まで減少しています。この減少した資源のほとんどは古紙類ですが、市の把握できない排出先で古紙が資源化されていると考えられます。

また、家庭から排出される燃やせるごみに含まれている雑がみやプラスチック製容器包装等の分別を進めるためには、燃やせるごみの指定袋とプラスチック製容器包装の指定袋の料金に差をつけるなど、資源の分別を進めて処理・処分するごみを減らすための施策を行う必要があります。

事業系ごみのうち特に食品廃棄物については、事業者による食品リサイクルを推進するために、リサイクル費用よりもクリーンセンターでの処理手数料が高くなるように、ごみ処理手数料の適正化が必要です。

クリーンセンターにおける資源化としては、2017（平成29）年4月に灰溶融施設の稼働を休止したことにより、焼却灰のスラグ、メタルの資源化から、セメント原料化へ有効利用方法を変更していますが、資源化の推進と最終処分場の延命をしていくため、セメント原料として資源化を継続していく必要があります。

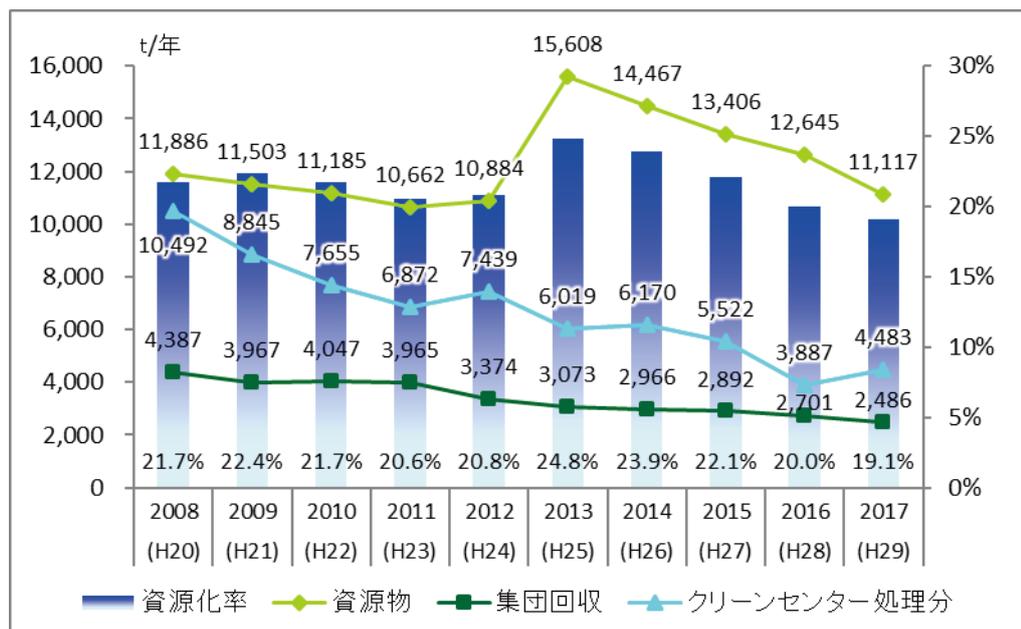


図 3-20 資源化の推移

3) 収集・運搬

春日井市ごみステーション設置要綱では、ごみステーションの設置基準として概ね 20 世帯に 1 か所とし、その維持管理はごみステーションを利用する者が行うこととしていますが、50 世帯以上が利用しているステーションや他地域から持ち込まれたごみが出されているステーションもあります。ごみの分別と適正な排出を促進するため、市民が自ら出したごみに責任を持つ意識が大切です。ごみに対する市民の意識を向上させるためにも、新たな収集方式の検討を行う必要があります。

分別収集については、水銀を含有するおそれのある蛍光灯や、発火のおそれがあるライターやガスボンベ、スプレー缶などが、燃やせないごみや金属類として集められており、水銀の適正処理や収集作業員の安全確保のため、専用の処理を必要とするごみの分別回収を行う必要があります。

また、家庭からごみの持ち出しができない世帯に対して「さわやか収集」を行っていますが、今後は福祉部門と連携した総合的な高齢化対策として、さわやか収集の拡充を行う必要があります。

4) 中間処理

クリーンセンターは、1991（平成3）年竣工の第1工場と2002（平成14）年竣工の第2工場の2工場体制でごみの処理を行っていますが、第1工場は竣工から27年が経過し老朽化が深刻です。

2工場を合わせた処理能力は、焼却処理能力が1日当たり540トン、破砕処理能力が1日当たり110トンを有していますが、2017（平成29）年度の年間処理量は、焼却処理量が1日当たり261トン、破砕処理量が1日当たり19トンと、処理能力を大きく下回っています。処理能力と搬入量を比較すると、第2工場のみでごみ処理を行うことが出来ませんが、第2工場のごみピット容量に余裕がなく、約7日分の貯留能力しかないため、1週間以上の炉停止を必要とする発電用タービン等の補修、オーバーホール時は第2工場のピットだけでごみを貯めることが出来ず、第1工場の稼働が必要な状況です。

また、土曜日や年末年始の繁忙期などは市民や事業者によるごみの持込みが多く混雑するため、1時間以上の待ち時間となることもあり、搬入者の安全確保等の対応に苦慮しているとともに、搬入者確認の徹底が行えていない状況にあります。

これらのことから、2工場の運用方法を含めた第1工場のあり方と整備・更新の方針を早期に決定する必要があります。

5) 最終処分

2017（平成29）年4月に運用を開始した内津北山最終処分場については、適正な維持管理を行うとともに、延命化を図るため、更なるごみの減量化及び資源化に努める必要があります。

第4章 基本的な考え方



1 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

持続可能な循環型社会^{注4-1}の構築では、大量廃棄が大量リサイクルに変わるだけとならないよう、発生抑制(リデュース)、次に再使用(リユース)、そして最後に再生利用(リサイクル)の3Rを進め、資源化できないごみについては、熱エネルギー回収を進め、残さは安全かつ適正に処理しなければなりません。

3Rの推進には、市民の一人ひとりが自らライフスタイルを見直し、省資源、省エネルギーの暮らしへ転換することで、ごみを減らし、資源化することが重要です。そのためには、市民・事業者と協働で取り組むことが必要です。

当市は、前計画と同様に、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指し「ともに取り組み 次世代へつなぐ循環都市 かすがい」を基本理念とします。

ともに取り組み 次世代へつなぐ循環都市 かすがい

注4-1) 循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

(2) 基本方針

ごみの現状、評価から抽出された課題を整理し、これらの課題を解決するため、次のとおり基本方針を掲げ、具体的な施策を進めます。

基本方針1 啓発等によるごみ減量の推進

市民や事業者にとって、ごみの減量や分別が当たり前のこととして行われるように、情報発信や環境教育等を行います。

基本方針2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

家庭や事業所から出るごみの排出抑制を図るため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量に向けた施策を実施していきます。

また、ごみとして出されている資源の回収率を向上させるため、イベント回収や啓発を行うとともに、処理手数料の適正化を検討します。

基本方針3 効率的なごみ処理による低コスト化

効率的なごみ処理を行うため、収集区分の見直しや、事業系食品廃棄物の資源化等を検討します。

また、収集においては、効率化を優先する業務とサービスを優先する業務を明確にし、費用対効果と人員体制を考慮した上でごみ収集体制等の見直しを行い、ごみ処理コストの削減を図ります。

基本方針4 安全で安定的な処理施設の確保

ごみ処理の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対応する、適切な施設整備と更新計画の策定を行います。

なお、施設整備にあたっては、ごみの処理・処分量に応じた適正な能力を有し、環境の保全及び環境負荷の低減に配慮した設備の確保に努めます。

2 計画目標

本計画では、2017（平成29）年度を基準年、2028年度を計画目標年次とし、基本方針に基づく具体的な施策を展開することにより、次のとおり目標の達成を目指します。また、計画期間における目標値は表4-1及び図4-1のとおりです。

目標1 1人1日当たりごみ排出量 47グラム削減

家庭と事業所から出るごみのうち資源を除く1人1日当たりごみ排出量を、2017（平成29）年度707グラムに対して2028年度は47グラム削減し、660グラムにします。

目標2 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 39グラム削減

1人1日当たり家庭系ごみ排出量を、2017（平成29）年度526グラムに対して2028年度は39グラム削減し、487グラムにします。

目標3 事業系ごみ排出量を 1,012トン削減

事業系ごみ排出量を、2017（平成29）年度の20,569トンに対して、2028年度は1,012トン削減し、19,557トンにします。

目標4 資源化率 21%を達成

資源化率は、2028年度に21%を達成します。

目標5 1人当たりごみ処理費用 10%削減

1人当たりごみ処理費用を、2017（平成29）年度の12,368円に対して2028年度は10%削減します。（建設・改良費を除いたものとします。）

表 4-1 計画期間における目標

目標	項目	目標	実績値	目標値
			2017 (平成 29)	2028 —
1	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	2017(平成29)年度に 対して47グラム削減	707g	660g
2	1人1日当たり家庭系ごみ 排出量 (g/人・日)	2017(平成29)年度に 対して39グラム削減	526g	487g
3	事業系ごみ排出量 (t/年)	2017(平成29)年度に 対して1,012トン削減	20,569t	19,557t
4	資源化率 (%)	21%達成	19.1%	21%
5	1人当たりごみ処理費用 (円/人・年)	2017(平成29)年度に 対して10%削減	12,368円	11,131円

目標 1 : 1人1日当たりごみ排出量 = (家庭系ごみ + 事業系ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

目標 2 : 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみ量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

目標 3 : 当市が処理を行う事業所から出る一般廃棄物の量

目標 4 : 資源化率 = ごみ総排出量 ÷ (資源物 + 集団回収 + クリーンセンター処理分) × 100

目標 5 : (処理及び維持管理費 + その他の経費) ÷ 人口

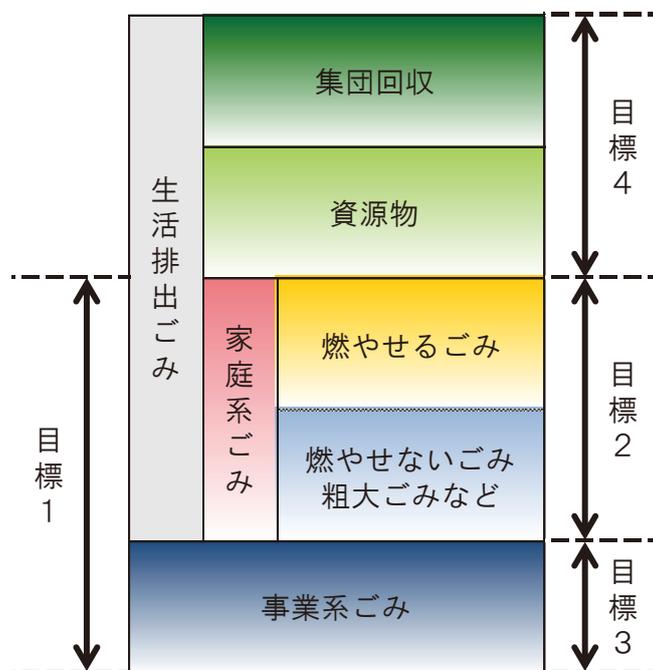


図 4-1 目標の体系

3 目標達成時の排出予測

目標達成時の排出予測は、基本方針に基づく具体的な施策を展開した場合の計画目標年度におけるごみ排出量を予測し資源化率等を算出しました。

計画目標に関するごみ排出量、資源化率・ごみ処理費用の予測結果は、表4-2及び表4-3のとおりです。

なお、計画収集人口の将来予測については、「春日井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された「人口の将来展望（人口ビジョン）」（新たな対策を講じた場合の将来展望）を使用しました。

表4-2 ごみ排出量の予測（目標達成時）

項目・年度		単位	実績値		継続		施策実施
					予測値		
			2010 (H22)	2017 (H29)	2023 —	2028 —	2028 —
計画収集人口		人	307,718	311,293	311,293	309,333	309,333
家庭系	燃やせるごみ	t	53,906	53,731	52,120	50,067	49,431
	燃やせないごみ等	t	15,218	6,084	5,812	5,538	5,538
事業系ごみ		t	20,647	20,569	21,758	22,307	19,557
資源 収集量	資源物	t	11,508	11,878	12,476	11,559	12,084
	集団回収	t	4,047	2,486	2,759	2,697	2,697
ごみ総排出量		t	105,326	94,748	94,925	92,169	89,308
1人1日当たりごみ排出量		g/人・日	799	707	699	690	660
1人1日当たり家庭系ごみ排出量		g/人・日	615	526	508	492	487

表4-3 資源化率・ごみ処理費用の予測（目標達成時）

項目・年度		単位	実績値		継続		施策実施
					予測値		
			2010 (H22)	2017 (H29)	2023 —	2028 —	2028 —
資源化量	資源物	t	11,185	11,117	11,811	10,976	12,084
	集団回収	t	4,047	2,486	2,759	2,697	2,697
クリーンセンター処理分		t	7,655	4,483	4,073	4,023	4,023
総資源化量		t	22,887	18,087	18,643	17,697	18,805
資源化率		t	21.7	19.1	19.6	19.2	21.1
1人当たりごみ処理経費		円	13,396	12,368	11,750	11,131	—

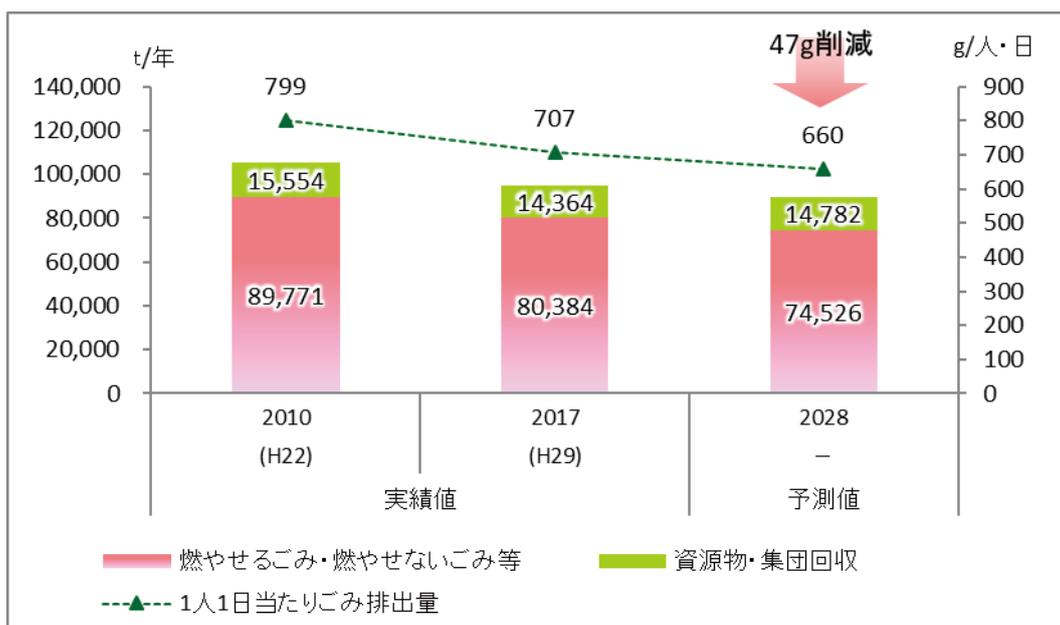


図 4-2 1人1日当たりのごみ排出量の目標達成時の予測

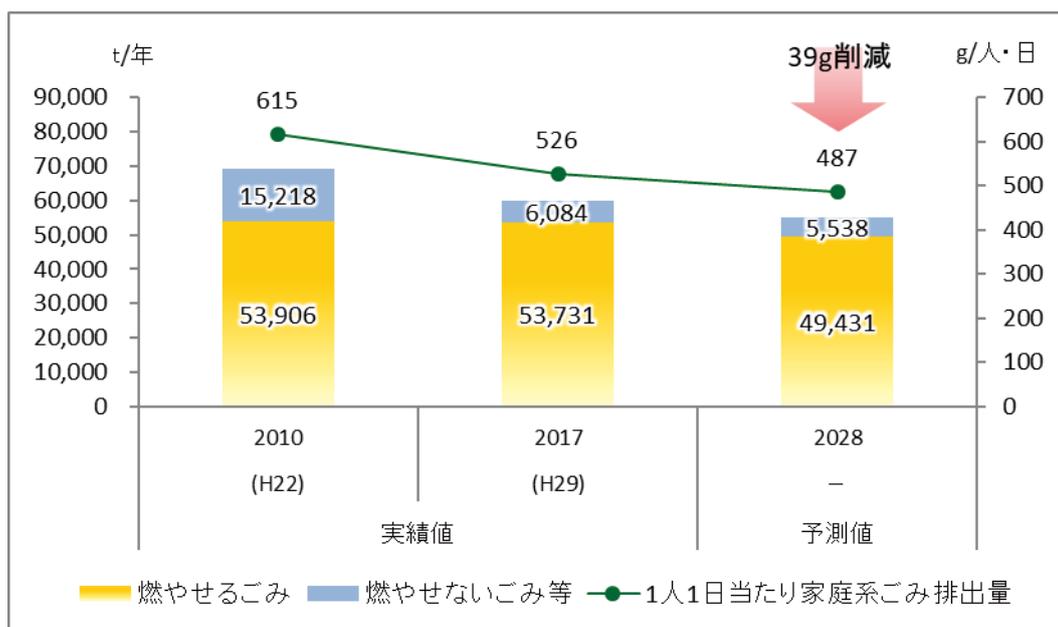


図 4-3 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標達成時の予測

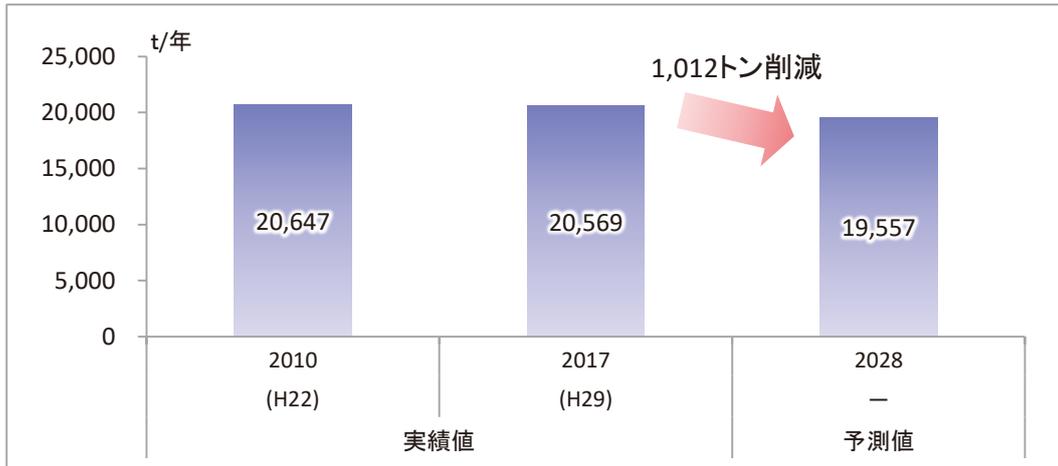


図 4-4 事業系ごみ排出量の目標達成時の予測

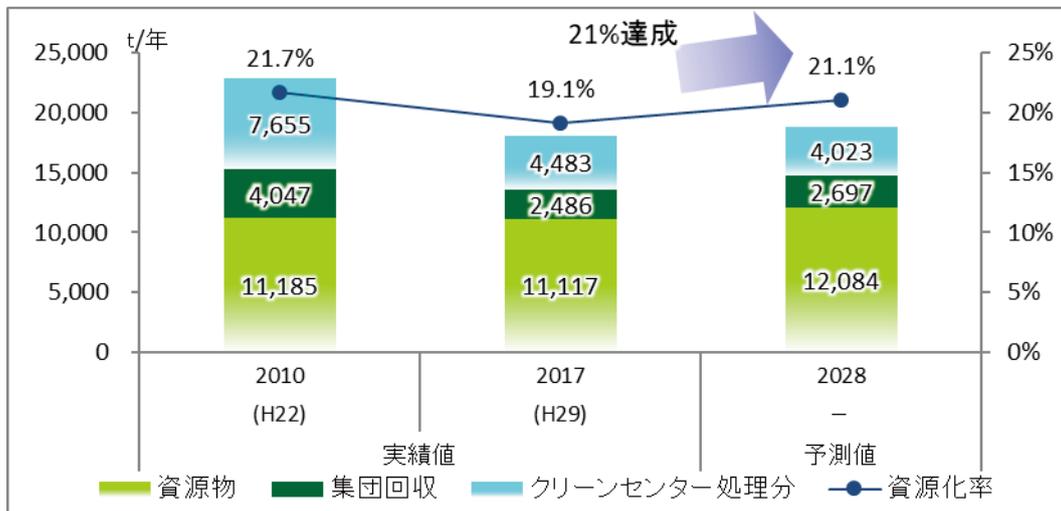


図 4-5 資源化率の目標達成時の予測



図 4-6 1人当たりごみ処理費用の目標達成時の予測

第5章 ごみ排出抑制のための施策



1 施策体系

本計画で取り組む施策の体系を整理するとともに、計画期間内に実施すべき基本的な施策の体系は、図5-1のとおりです。

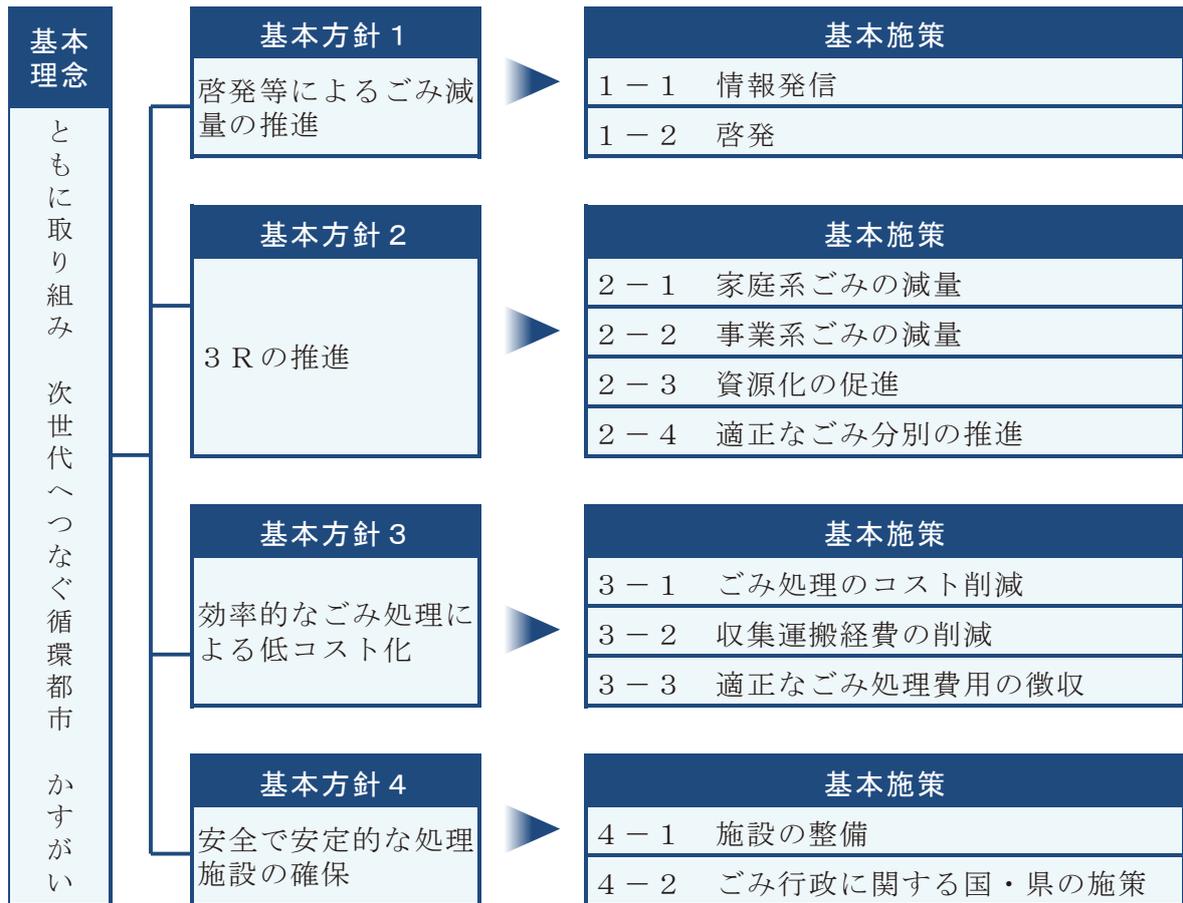


図5-1 施策の体系

目標値	
目標 1	1人1日当たりごみ排出量 47グラム削減
目標 2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 39グラム削減
目標 3	事業系ごみ排出量を 1,012 トン削減
目標 4	資源化率 21%達成
目標 5	1人当たりごみ処理費用 10%削減

2 具体的な施策

3Rの中でも2R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース））を推進するために、積極的な情報提供や啓発を行うことや戸別収集の検討や処理手数料の適正化、事業系ごみの食品リサイクルを進めます。

また、安全で安定的なごみ処理を確保するため、老朽化した施設の更新整備や災害時におけるごみ処理体制の確保に努めます。

こうした取組みは、基本方針に基づき基本施策を位置付け次のとおり具体的施策を展開していきます。

基本方針1 啓発等によるごみ減量の推進

基本施策1-1 情報発信

2018（平成30）年3月に導入したごみ分別アプリ「さんあ〜る」等、市民がごみに関する情報を簡単に入手できるようにすることやごみに関する情報を積極的に発信することで、市民がごみ減量や資源化に取り組みやすい環境を作ります。

具体的な施策	内 容	区分
■ごみ分別アプリの利用推進	収集カレンダーや分別方法の検索機能などを有するスマートフォン用ごみ分別アプリの普及促進を図るとともに、通知機能などによる啓発を行います。	新規
■啓発施設の活性化	エコメッセ春日井に展示してある再利用子ども服や再利用家具などリユース部門や講座内容を見直し、施設全体の活性化を図ります。	新規
■「ごみの現状」「清掃事業概要」の作成と公表	当市におけるごみ処理の内容について、毎年度報告書を作成し、情報を公表します。	継続
■社会科副読本「くらしとごみ」の配布	小学生のときからごみ減量と分別意識を培うことを目的に作成し、小学4年生全員に配布します。	継続
■環境カレンダー、資源・ごみの出し方便利帳、品目別一覧の配布	ごみ出しマナーと適正なごみの分別・排出を啓発するため、分別区分やごみを出す日等を記載した冊子を配布します。	継続

基本施策 1-2 啓発

ごみの減量や分別について、子どもから大人までそれぞれの年代に合わせた「環境教育」や「体験講座」「施設見学」等ごみ減量や資源化に関する啓発活動を行います。

具体的施策	内 容	区分
■ 子ども環境アカデミー	ごみの分別、資源のリサイクルなど様々な環境問題に家族ぐるみで関心を持ってもらうため、子どもとその保護者を対象とした環境教育講座を行います。	新規
■ ごみ収集体験	中学校の生徒に対し、就業体験の一環としてごみ収集を体験する場を提供します。	新規
■ 表彰	事業者、個人でごみの減量に取り組んでいる人、事業者や団体を表彰します。	新規
■ 「青空教室」の実施	保育園、幼稚園の園児に対して、ごみのリサイクルへの関心を高めるため、塵芥収集車を使用し、ごみの分別等の環境教育を実施します。また、市内小学校4年生対象の社会科の授業で、社会参加への第一歩となる適切なごみの分別、排出を学ぶため、社会科副読本「くらしとごみ」を用いて環境教育を実施します。	継続
■ 生ごみ減量推進講座	生ごみ減量を目的として、生ごみ堆肥化講座を開催するとともに、市民団体等が実施する各講座において、ごみの減量、分別について啓発を行います。	継続
■ 施設見学、イベント・講座の活用	クリーンセンター内のごみの焼却・破砕処理や資源の選別・梱包作業等の見学を通して、正しいごみ・資源分別の啓発等の講座、再利用販売、フリーマーケット等のイベントから3Rの普及に努めます。	継続
■ 出前講座の推進	事業者や町内会等、老人クラブ等の団体に対して、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図るため、各団体の要望に応じた講座（説明会）を行います。	継続

基本方針 2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

基本施策 2-1 家庭系ごみの減量

ごみを出した人の責任を明確にすることで、分別不十分や地域外からの持ち込みなどマナー違反が減り、ごみの減量や資源化が進みます。排出者責任を明確化する一つの手法として、戸別収集の検討を行います。

また、家庭から排出されるごみの重量ベースで約2割を占める生ごみを減量するため、家庭用生ごみ処理機の購入費補助を拡充します。

具体的施策	内 容	区分
■ 新たな収集方式等の調査、検討	新たな収集方式として戸別収集や拠点回収の強化などについて収集方法、費用を検討します。また、ごみステーションの在り方について、調査し、研究していきます。	新規
■ 指定袋の規格等の見直し	指定袋について、破れにくい素材への変更や厚みを変更するなど、規定の見直しを行います。	新規
■ 家庭用生ごみ処理機の購入費補助	現在の家庭用生ごみ処理機の補助に加えて、対象機器を拡充し、今後もより一層生ごみの減量化を進めていきます。	継続

基本施策 2-2 事業系ごみの減量

まだ食べられるのに捨てられる食べ物いわゆる「食品ロス」を減らすための施策やスーパーや飲食店などから出る生ごみの資源化を進めるための食品リサイクル、多量排出事業者への指導や搬入時の検査を継続的に実施します。

具体的施策	内 容	区分
■ 市役所発信！ごみ減量月間	啓発月に市役所から排出される紙ごみ等を減らすための施策を提案します。	新規
■ 食べきりキャンペーンの実施	飲食店と協力して、少なめメニューを作成するなど外食時にできるだけ食べ残さないよう啓発を行います。	新規
■ 多量排出事業者指導	多量排出事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示できるよう条例等を整備します。	新規
■ レジ袋削減の推進	スーパーやドラッグストアに加えて、新たな取組み事業者と協定を締結していきます。	継続

具体的施策	内 容	区分
■ ごみ減量 3 R 推進事業所認定制度	ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む事業所を認定し、その事業所の取組みを広く紹介することで、市民や事業者のごみの減量及びリサイクルに対する意識の高揚を図ります。	継続
■ 適正搬入指導（収集運搬許可業者）	クリーンセンター搬入時に、産業廃棄物や資源等の混入を防止するため、ごみ検査を実施し、適正搬入の推進と分別方法の指導等、搬入指導を行います。	継続
■ 適正排出指導（排出事業者）	市内事業者に対し、適正な分別方法や、ごみステーションには排出できないことなどについて、訪問指導を実施します。	継続
■ 拡大生産者責任の啓発	市内事業者に対し、拡大生産者責任の考え方に即して、より環境負荷の少ない製品の使用や過剰包装などの削減に努めるよう啓発していきます。	継続
■ リユース容器活用の促進	市内で開催される祭りやイベントにおいて、使い捨て容器の排出を抑制するために、陶器などリユース容器を積極的に活用するよう主催者や参加者へ呼びかけします。	継続
■ グリーン購入の推進	当市が調達する物品及びサービスに関して、環境に負荷の少ない製品及びサービスの調達の推進を率先して実施します。	継続

基本施策 2-3 資源化の促進

現在行っている資源の回収率を向上させるため、イベント回収や啓発を行うとともに、食品廃棄物などの新たな資源化方法の検討を行います。

具体的施策	内 容	区分
■ 資源の拠点回収	希少金属を使用している携帯電話などの情報端末、デジタルカメラなどの小型家電を公共施設等で拠点回収します。また、資源回収強化月間を創設し周知に努め、市や地元のまつりなどのイベントの開催時に、資源を回収する特設エリアを設置します。	新規
■ 食品廃棄物の有効利用	学校給食等で廃棄される食品廃棄物について、近隣地にあるバイオガス発電施設の有効活用方法を検討し、事業系一般廃棄物の削減を図ります。	新規

具体的施策	内 容	区分
■ 効率的なエネルギーの回収	老朽化が進んでいる焼却施設のあり方について、廃棄物の燃料化等、効率的な熱エネルギーの回収により、光熱水費の削減を検討します。	新規
■ 生ごみのバイオガス化の促進	生ごみは水気を多く含み、焼却にコストがかかるため、事業者が食品リサイクル施設へ搬入するよう促すことで、バイオガス化を推進します。	新規
■ 廃食用油のリサイクル	植物性廃食用油を拠点収集し、塵芥収集車に使用するバイオディーゼル燃料を始めとして、新たな燃料のリサイクル、リユースを検討します。	継続
■ 金属類（小型家電を含む）の資源化	小型家電やガスレンジなどの金属類を資源化するため、中間処理の必要性や収集品目を見直します。	継続
■ 焼却灰リサイクルの推進	焼却灰をセメント原料としてリサイクルすることにより、最終処分場の延命と資源化の推進を図ります。	継続
■ 雑がみの分別	燃やせるごみの約4割を占める紙・布類のうち、雑がみの資源化を推進するために、雑がみの分別収集を周知するとともに、排出しやすい方法を検討します。	継続
■ 資源回収団体奨励金交付制度	ごみ減量と再生利用に係る活動並びに地域活動の促進を図るため、適正に回収活動を行う団体へ奨励金を交付します。また、更なる促進を目指して、金額についても検討します。	継続
■ 除草・剪定枝の有効利用	剪定、除草作業から発生する樹木や草を堆肥化等による資源化が可能かどうか、事業者の調査を行い、有効利用方法を検討します。	継続

基本施策 2-4 適正なごみ分別の推進

廃棄物となった水銀を含む製品の適正な処理や、爆発・火災の危険があるカセットボンベ等可燃性ガスを含むごみの安全な回収方法等、適正な処理を必要とするごみの新たな分別方法の検討を行います。

具体的施策	内 容	区分
■ 危険物の収集体制の整備	ライター、カセットボンベなど発火ごみの収集方法について、収集から処分までの方法を検討します。	新規
■ 転入者への啓発	当市のごみの分別ルールなど知識が少ない転入者に対して、環境カレンダーを受け取りやすい環境づくりに努めます。	新規
■ 水銀製品の適正回収	水銀の適正処理を行うため、家庭から排出される蛍光灯などについて、分別区分を検討します。	新規
■ ごみ排出指導	ごみ出しマナーの向上を図るため、ごみステーションの立ち番指導、町内会、集合住宅等への説明会を開催していきます。	継続
■ 外国人向け排出指導	外国人に向け、外国語のパンフレットを作成するほか、英語、中国語、ポルトガル語に対応しているアプリ「さんあ〜る」の周知に努め、ごみの出し方などを周知していきます。	継続
■ さわやか収集	家庭ごみの持ち出しができない方を対象にさわやか収集を行っています。今後は福祉関係部門と連携し、総合的な高齢化対策として、さわやか収集のあり方について拡充を検討します。	継続

基本方針 3 効率的なごみ処理による低コスト化

基本施策 3-1 ごみ処理のコスト削減

収集区分の見直しや、事業系一般廃棄物の資源化、新たなエネルギー回収方法の検討を進めることで、ごみ処理コストの削減に努めます。

具体的施策	内 容	区分
■ 収集区分の見直し	ごみの収集区分を見直し、収集作業の効率化を図ります。	新規
■ 事業系一般廃棄物の資源化施設への搬入推進	クリーンセンターに持ち込まれる事業系一般廃棄物を民間の資源化施設へ搬入するよう指導することでクリーンセンターでの処理量を減らします。	新規
■ ごみの質・量の検査	ごみの量、質の変化を定期的に調査し、統計的に管理します。	新規

基本施策 3-2 収集運搬経費の削減

ごみを出すことが困難な高齢者や障がい者の世帯に対する支援や災害時のごみ収集など効率よりもサービスを優先する業務と、効率化することで費用を削減することが求められる業務を明確にし、収集運搬業務の民間委託を行うことで収集運搬経費の削減に努めます。

具体的施策	内 容	区分
■ 収集・運搬の委託化	新たな資源分別収集、ごみ・資源の排出量、収集・運搬経費、直営の収集体制及び災害時の対応等を総合的に検証し、効率的な委託化を進めます。	継続

基本施策 3-3 適正なごみ処理費用の徴収

ごみの中に含まれる資源の分別を促進するためには、クリーンセンターで処理処分するごみよりも収集する資源や民間事業者が行う食品リサイクルの費用が安価で排出しやすいことが重要です。

ごみの減量と資源化を進めるため、近隣市町村や民間事業者の動向を調査し、随時ごみ処理手数料の適正化を行います。

具体的施策	内 容	区分
■ 粗大ごみ処理手数料等の改定	粗大ごみとして収集する大きさ、手数料等について検討します。また自宅内などから粗大ごみを運び出せない人への運び出しサービスを検討します。	新規
■ ごみ処理手数料の適正化	排出者に対して、ごみ処理費用の適正な負担を求め、また市外ごみの持込みを防止するため、毎年度、ごみ処理コストの算出を行い、近隣市町村の状況を調査し、ごみ処理手数料の適正化を検討するとともに、必要に応じて改定を行います。	継続
■ 家庭系ごみの有料化の調査・研究	経済的インセンティブ ^{注 5-1} を活用した排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、ごみ減量意識の高揚等の効果がある家庭系ごみの有料化（指定ごみ袋の有料化など）の導入について、調査・研究していきます。	継続

注 5-1) インセンティブとは、やる気を起こさせるための、目的を達成させるための、またある特定の行動を促すための、外部からの刺激、誘因、動機づけのことであり、経済的インセンティブとは、費用（価格）と利便性によって人の行動を変化させる動機づけのことです。

基本方針 4 安全で安定的な処理施設の確保

基本施策 4-1 施設の整備

国や県の動向を踏まえ、効率的なエネルギー回収を行うための施設規模や処理対象物などの検討を行い、施設の老朽化が進んでいるクリーンセンター第1工場、第2工場においては、施設のあり方について検討を進めるとともに、施設の中長期修繕計画に基づき、計画的な整備と維持管理を行います。

また、地震・水害時等の災害の対応については、春日井市災害廃棄物処理計画に基づいて施設の処理機能やごみ処理体制を確保し、安全で安定的な処理施設の運転と処理を行うとともに、定期的に災害対応訓練を実施します。

具体的施策	内容	区分
■ 施設事業手法の検討	PFI ^{注5-2} （プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）手法による効率的な事業手法を検討します。	新規
■ クリーンセンター整備	施設規模や処理対象物など、施設のあり方について検討を行い、施設の老朽化に伴う、第1工場、第2工場の施設修繕を行います。	新規
■ 最終処分場の安全な運営	2017（平成29）年度から使用している最終処分場をより安全に長く使用するため、危機管理体制の見直しや修繕などを計画的に行います。	新規
■ 適正な施設の維持管理	各処理施設の稼働年月を踏まえたうえで、施設の中長期修繕計画に基づき、各機器の機能診断を行い、適正な維持管理を行います。	継続
■ 災害対策体制	地震災害、風水害時の災害廃棄物については、生活環境に支障が生じないように収集・処理を行うため、地域防災計画に基づき、施設機能の回復と収集体制の確保を図るとともに、適正なごみ処理に努めます。また、施設ごとに業務継続計画（BCP）の作成や処理施設を点検、修復、復旧するためのマニュアルを整備するとともに、机上訓練、実施訓練を行い、災害時の対応体制を整えます。	継続

注5-2）PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業についてPFI手法で実施し、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。

基本施策 4-2 ごみ行政に関する国・県の施策

ごみ処理に関する先進技術や施設整備・修繕等に関する交付金等の施策について、最新の情報収集や要望を行います。

具体的施策	内 容	区分
■国・県等の情報収集	ごみ処理施設の修繕、整備等の交付事業や最新のごみ処理技術を調査・研究し、その活用について検討していきます。	継続

3 計画の推進

本計画の推進には、市民・事業者・当市の三者が一体となった取り組みが必要となります。このため、市民・事業者・当市が本計画のごみの現状、基本理念、基本施策、数値目標、ごみ排出抑制のための施策等を共有し、それぞれ連携を図りながら、それぞれの役割と責任を果たすことが重要となります。また、計画を推進するに当たって、環境面と経済面などに配慮し施策の展開と達成状況を毎年点検・評価し、公表することが必要となります。

このようなことから、本計画を効率的に推進していくため、引き続き図5-2のとおり「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action)のいわゆるPDCAサイクルの考え方を導入し、廃棄物減量等推進審議会^{注5-3}等において、計画実施における結果を十分に検証し、業務改善を行うとともに、新たな施策を検討し、実行していきます。

また、市民や事業者の意見やアイデアが反映できるよう施策に対する意見を募集し、それらを施策展開に役立てていきます。

公表については、本計画を広く周知するため、ホームページ等への掲載やエコメッセ春日井からの情報発信を行うとともに、関係団体、廃棄物処理事業者、排出事業者に情報提供を行います。

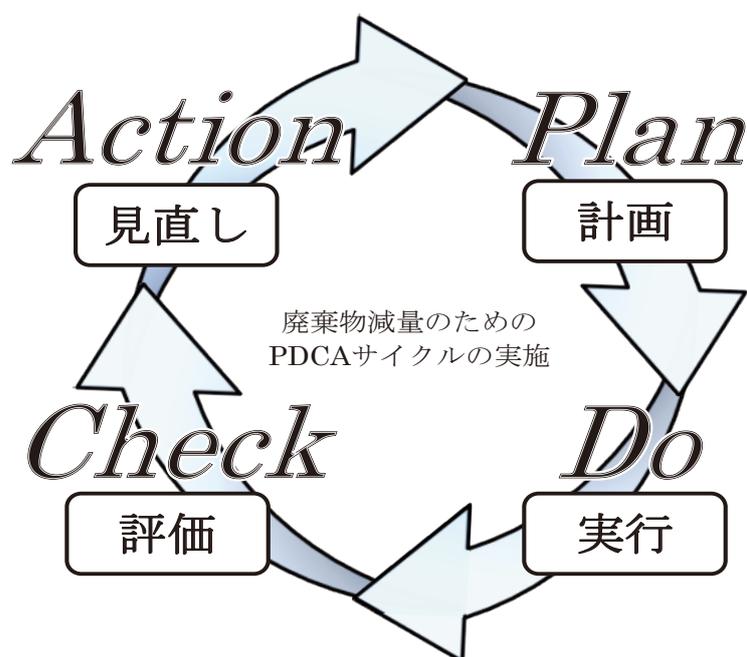


図5-2 PDCAサイクルのイメージ

注5-3) 一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するために設置している。市民公募委員、市民団体、事業者、学識経験者により組織されています。

春日井市ごみ処理基本計画

発行：愛知県春日井市（平成 31 年 3 月）

編集：環境部ごみ減量推進課

所在地：〒486-8686 春日井市鳥居松町 5 丁目 4 4 番地

電話：0568-81-5111（代表）

 春日井市ごみ処理基本計画

